

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA56-9 r. 4. 0
提出年月日	令和4年8月31日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表

2.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の 供給設備【56条】

令和4年8月
北海道電力株式会社

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
比較結果等を取りまとめた資料			
1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)			
1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由			
a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし c. 他社審査会合等の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし d. 当社が自主的に変更したもの：なし			
1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った箇所と理由			
a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記2件 ・本条文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。【添付資料】 ・新設する回転機器に対して、飛散物とならない悪影響防止の設計を記載した。【比較表 p56-27】 c. 他社審査会合等の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし d. 当社が自主的に変更したもの：下記1件 ・代替屋外給水タンクを廃止し、代替給水ピットを活用することに変更			
1-3) バックフィット関連事項			
なし			
2. 大飯3/4号炉まとめ資料との比較結果の概要			
2-1) 編集上の差異			
【差異A】 大飯では、56条に記載する重大事故対策に用いる「具体的な設備」について、「2.13.1.1 多様性、位置的分散」・「2.13.1.2 悪影響防止」等において設計方針を記載しているが、泊は、他条文にも記載している重大事故対策に用いる「具体的な設備」には記載箇所を呼び込む括弧書きを追加し、「多様性、位置的分散」・「悪影響防止」等の設計方針は呼び込んだ条文のまとめ資料側で整理している。 （大飯が「補機駆動用燃料設備」や「代替電源設備」で他条文を呼び込む括弧書きをしているものと同様の考え方。 なお、伊方3号炉と同様の編集方針である。 また、女川の56条でも、他条文に記載している設備は他条文を呼び込む記載となっている。）			
【差異B】 上記に関連するが、他条文にて詳細を記載する旨の文章（例；ディーゼル発電機・・・については「2.14 電源設備【57条】」に記載する。）について、大飯では各対応手段毎の文章末尾に記載していたが、泊では 2.13.1 適合方針 の末尾に一括して記載した。（伊方3号炉と同様の編集方針である。）			
【差異C】 大飯では高圧注入ポンプによる高圧再循環運転を56条に記載しているが、泊は、高圧注入ポンプによる高圧再循環運転は47条にて整理している。設置許可基準規則56条では、「原子炉格納容器を水源とする再循環設備は、代替再循環設備等により、多重性又は多様性を確保すること」となっていることから、設置許可基準規則の要求を満足する手段として、代替再循環運転を56条にて整理している。			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

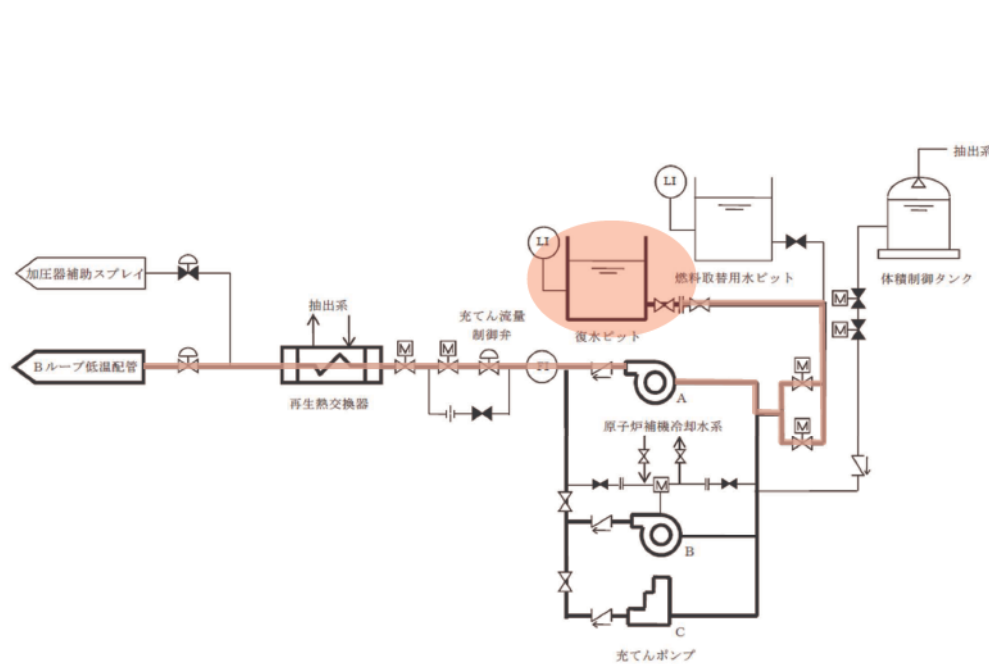
泊発電所3号炉

伊方発電所3号炉

差異理由

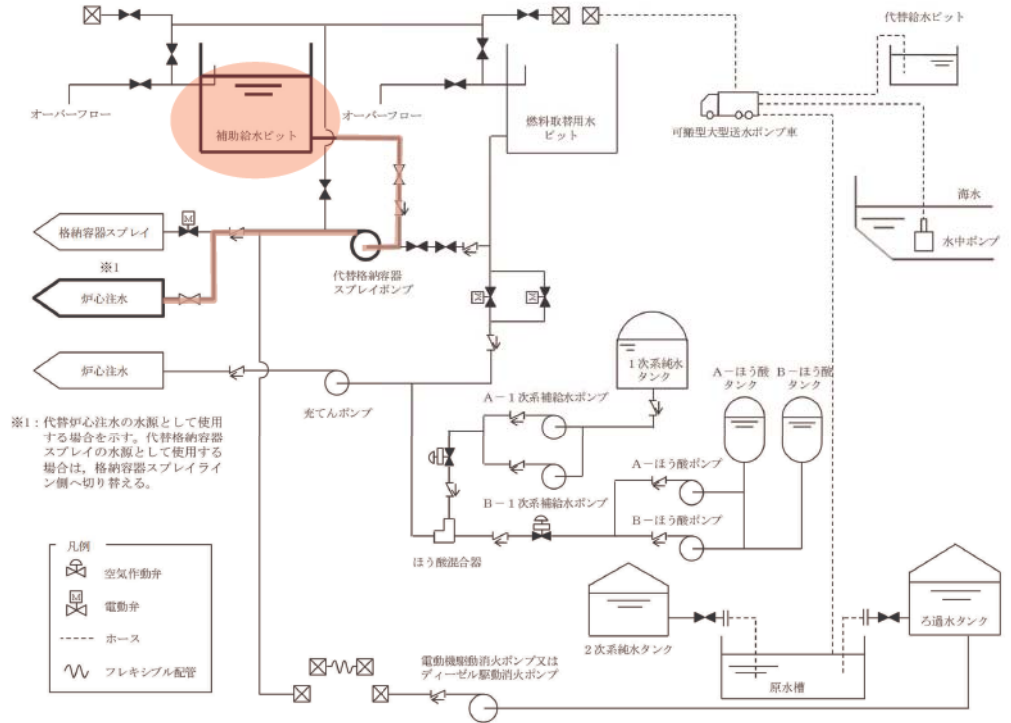
2-2) 対応手順・設備の主要な差異

【差異①】大飯では、充てんポンプの水源として復水ピット（泊3号炉の補助給水ピットに相当）を使用するが、泊では補助給水ピットを充てんポンプの水源としては使用しない。なお、泊は代替格納容器スプレィポンプの水源として補助給水ピットを使用する設計としており、代替炉心注水、代替格納容器スプレィにおける多様な淡水源を確保していることに相違はない。



大飯 3/4 号炉 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図

(56条概略系統図から引用)



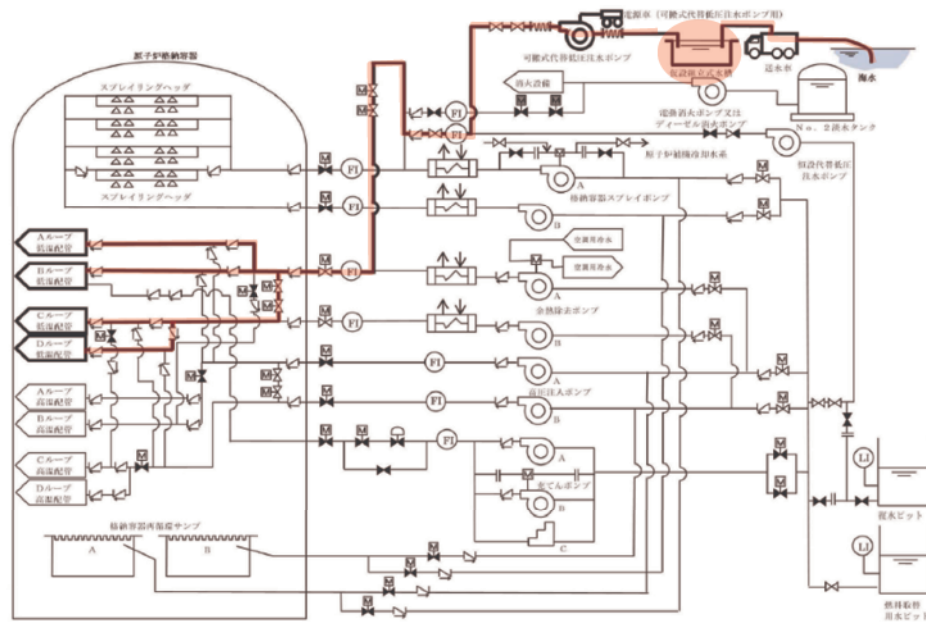
泊 3 号炉 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図

(56条概略系統図から引用)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

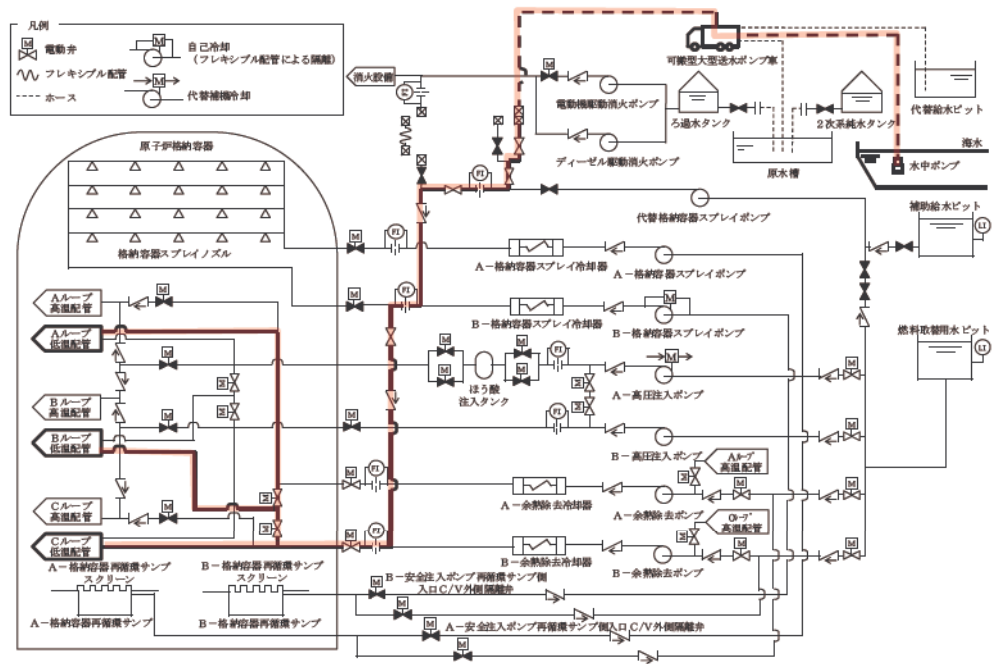
第56条 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備

【差異②】大飯では、水の供給に際して一旦水を貯留する仮設組立式水槽を用いる場合があるが、泊は可搬型大型送水ポンプ車にて水源の水を直接移送先へ送水する。



大飯 3/4号炉 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 概略系統図

(56条概略系統図から引用)



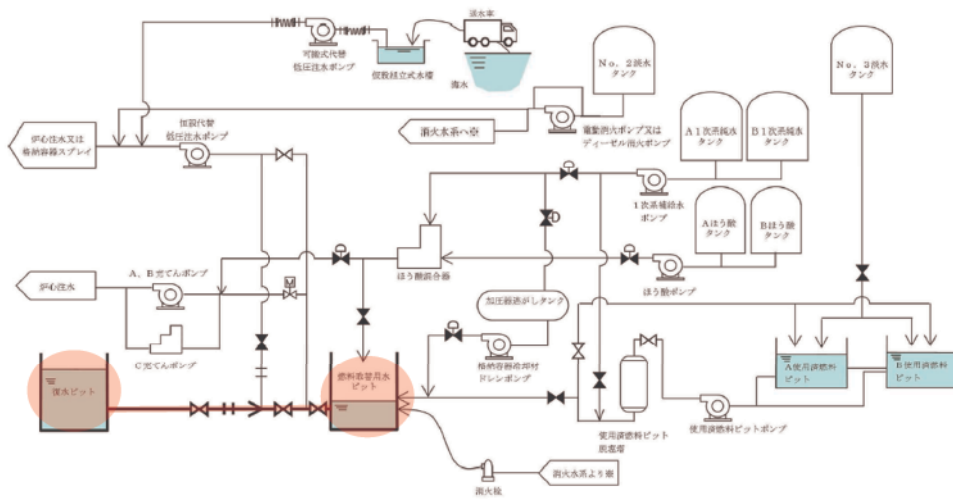
泊 3号炉 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための設備 概略系統図

(47条概略系統図から引用)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

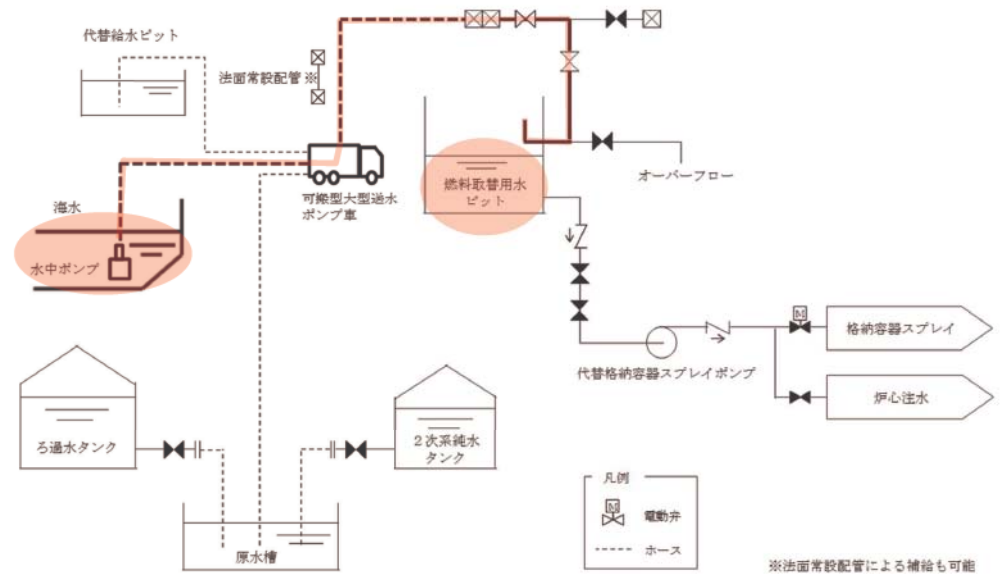
第56条 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備

【差異③】燃料取替用水ピットへの補給手段として、大飯は復水ピットからの水頭圧による補給、泊は可搬型大型送水ポンプ車による水源からの直接補給という補給手段に差異があるが、燃料取替用水ピットが枯渇した際の補給手段を用意していることに相違はない。
 （女川でも、復水貯蔵タンクに大容量ポンプ（タイプI）を用いて補給する手段を有している。）



大飯 3/4 号炉 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 概略系統図

(56条概略系統図から引用)



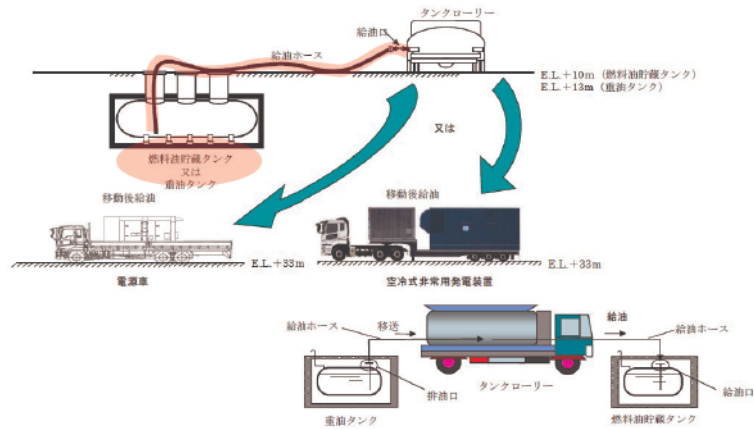
泊 3 号炉 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 概略系統図

(56条概略系統図から引用)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備

【差異④】 可搬型設備への燃料の給油のため、(可搬型)タンクローリーに燃料油を汲み上げるが、大飯ではタンクローリーにより直接汲み上げるのに対し、泊では直接汲み上げに加え、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて汲み上げる手段を整備している。



大飯3/4号炉 補機駆動用燃料の汲み上げ

(57条概略系統図から引用。本図の供給先は電源設備を示している)

大飯3/4号炉では、可搬型設備への燃料供給を次の設計としている。

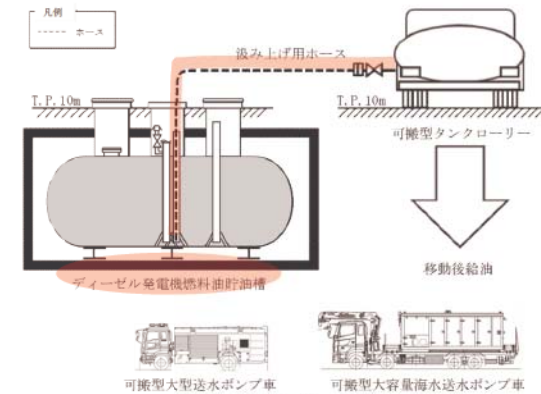
(可搬型設備の燃料として重油、軽油の2種類を使用)

- ・ 空冷式非常用発電装置、電源車、ディーゼル発電機：重油を使用
- ・ 上記以外の設備：軽油を使用
- ・ 重油の保管方法：重油燃料油貯蔵タンク及び重油タンク
- ・ 燃料の汲み上げ方法：タンクローリーの直接汲み上げ

泊3号炉では、可搬型設備への燃料供給を次の設計としている。

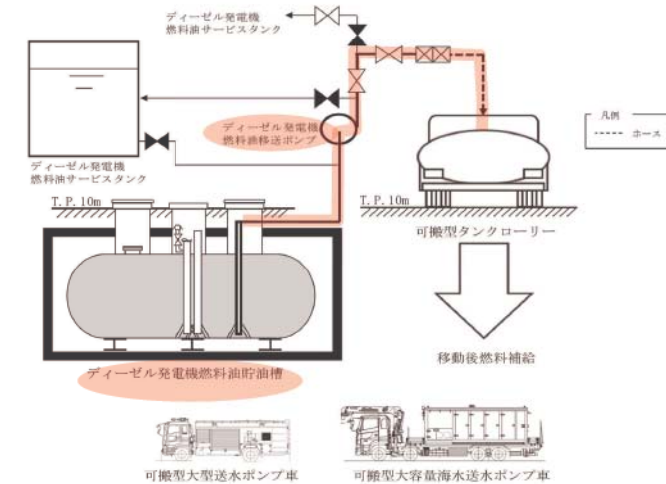
(可搬型設備の燃料として軽油のみ使用)

- ・ 燃料を必要とするSA設備：軽油を使用
- ・ 軽油の保管方法：全てディーゼル発電機燃料油貯油槽
- ・ 燃料の汲み上げ方法：タンクローリーの直接汲み上げ、燃料油移送ポンプを介した汲み上げ



泊3号炉 補機駆動用燃料の直接汲み上げ

(57条概略系統図から引用)



泊3号炉 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いた補機駆動用燃料の汲み上げ

(57条概略系統図から引用)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

2-3) 名称が違うが同等の設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉
復水ピット	補助給水ピット
送水車	可搬型大型送水ポンプ車
恒設代替低圧注水ポンプ	代替格納容器スプレイポンプ
タンクローリー	可搬型タンクローリー
大容量ポンプ	可搬型大型送水ポンプ車
スプレイヘッド	可搬型スプレイノズル
大容量ポンプ（放水砲用）	可搬型大容量海水送水ポンプ車

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>第56条 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備</p> <p>2.13.1 適合方針</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備のうち、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するための設備として以下の重大事故等対処設備（海から復水ピットへの補給、復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給、海から使用済燃料ピットへの注水、代替再循環運転）及び代替水源を設ける。</p> <div data-bbox="315 786 562 826" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;"> <p>比較のため、15頁を再掲</p> </div> <p>重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続し、燃料損傷に至った場合に、使用済燃料ピットへ十分な量の水を注水するための設備、できる限り燃料損傷の進行を緩和し放射性物質の放出を低減するための設備及び発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として以下の可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）及び放水設備（原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水）を設ける。</p>	<p>第56条 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備</p> <p>2.13.1 適合方針</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備のうち、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するための設備として以下の重大事故等対処設備（1次系のフィードアンドブリード、海水を用いた補助給水ピットへの補給、燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替、燃料取替用水ピットから海への水源切替、海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給、代替再循環運転及び海水を用いた使用済燃料ピットへの注水）及び代替水源を設ける。</p> <p>また、重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続し、燃料損傷に至った場合に、使用済燃料ピットへ十分な量の水を供給するための設備、できる限り燃料損傷の進行を緩和し放射性物質の放出を低減するための設備及び発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として以下の可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）及び放水設備（燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水、原子炉格納容器及びアニュラス部への放水）を設ける。</p>	<p>第56条 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備</p> <p>2.13.1 適合方針</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備として以下の重大事故等対処設備（1次冷却系統のフィードアンドブリード、淡水タンク又は海を水源とする補助給水タンクへの供給、代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイ、加圧ポンプ車及び中型ポンプ車による代替炉心注水、補助給水タンクから燃料取替用水タンクへの供給、再循環運転、代替再循環運転、使用済燃料ピット注水）及び代替水源を設ける。</p> <p>また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合には、使用済燃料ピットへ十分な量の水を供給するための設備及び発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として以下の可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）及び放水設備（原子炉格納容器及びアニュラス部への放水並びに燃料取扱棟への放水）を設ける。</p> <p>重大事故等時の代替淡水源としては、燃料取替用水タンクに対しては補助給水タンク及び淡水タンク（2次系純水タンク、脱塩水タンク及びろ過水貯蔵タンク）を確保し、補助給水タンクに対しては燃料取替用水タンク及び淡水タンクを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。</p> <p>代替水源からの移送ルートを確認し、移送ホース及びポンプについては、複数箇所に分散して保管する。</p>	<p>差異理由</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的能力で整理したSA手段を列挙している。大阪と泊では、水の供給手段が相違する。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、本条文に対応する重大事故対策を冒頭で記載する。大阪では P56-15 にて記載している。（伊方と同様）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる復水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次冷却系のフィードアンドブリードの水源として、代替水源である非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットを使用する。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料取替用水ピット 高圧注入ポンプ 加圧器逃がし弁 <p>その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、高圧注入ポンプの電源として使用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管については、「2.20 1次冷却設備」にて記載する。</p>	<p>(1) 蒸気発生器2次側による炉心冷却のための代替手段に用いる設備及び補助給水ピットへの供給に用いる設備</p> <p>(i) 1次系のフィードアンドブリード</p> <p>重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる補助給水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次系のフィードアンドブリードの水源として、代替水源である非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットを使用する。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料取替用水ピット 高圧注入ポンプ (2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】) 加圧器逃がし弁 (2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】) <p>非常用炉心冷却設備を構成するほう酸注入タンク並びに1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備として、高圧注入ポンプ及び加圧器逃がし弁の電源として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>(1) 2次冷却系からの除熱（注水）の代替手段に用いる設備及び補助給水タンクへの補給に用いる設備</p> <p>(i) 1次冷却システムのフィードアンドブリード</p> <p>重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる補助給水タンクが枯渇又は破損した場合の代替手段である、高圧注入ポンプ及び加圧器逃がし弁を用いた1次冷却システムのフィードアンドブリードの水源として、代替水源である非常用炉心冷却設備の燃料取替用水タンクを使用する。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料取替用水タンク 高圧注入ポンプ (2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】) 加圧器逃がし弁 (2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】) <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電機並びに1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器及び加圧器を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は手段に応じたタイトルを記載して整理している。(以降同様) <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次系のフィードアンドブリードによる代替手段は45条高圧時冷却にて記載する手段であることから、高圧注入ポンプ及び加圧器逃がし弁には呼び込み記載を追加し、水源である燃料取替用水ピットについての適合方針を56条水源にて記載する。(伊方と同様) <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉にはほう酸注入タンクがない。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却設備のSAとしての用途が流路であることを明確化するため、記載箇所を変更している。 加圧器逃がし弁もディーゼル発電機より給電するため、加圧器逃がし弁も記載した。 <p>記載方針の相違【差異B】</p> <ul style="list-style-type: none"> 56条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、適合方針末尾に記載先を一括記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる復水ピットが枯渇した場合の重大事故等対処設備（海から復水ピットへの補給）として、送水車及び軽油ドラム缶を使用する。</p> <p>送水車は、可搬型ホースを介して復水ピットへ水を補給できる設計とする。送水車の燃料は、軽油ドラム缶より補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送水車 ・軽油ドラム缶（3号及び4号炉共用）（2.24 補機駆動用燃料設備） <p>軽油ドラム缶については、「2.24 補機駆動用燃料設備」にて記載する。非常用取水設備の貯水堰及び海水ポンプ室については、「2.2.3 非常用取水設備」にて記載する。</p>	<p>(ii) 海水を用いた補助給水ピットへの補給</p> <p>重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる補助給水ピットが枯渇した場合の重大事故等対処設備（海水を用いた補助給水ピットへの補給）として、可搬型大型送水ポンプ車、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを使用する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、可搬型ホースを介して補助給水ピットへ水を供給できる設計とする。可搬型大型送水ポンプ車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽（2.14 電源設備【57条】） ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14 電源設備【57条】） ・可搬型タンクローリー（2.14 電源設備【57条】） <p>非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p>	<p>(ii) 淡水タンク又は海を水源とする補助給水タンクへの補給</p> <p>重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる補助給水タンクが枯渇した場合の重大事故等対処設備（淡水タンク又は海を水源とする補助給水タンクへの供給）として、中型ポンプ車、軽油タンク及びミニローリーを使用する。</p> <p>淡水タンク又は海を水源とする中型ポンプ車は、可搬型ホースを介して補助給水タンクへ水を供給できる設計とする。中型ポンプ車の燃料は、軽油タンクよりミニローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中型ポンプ車 ・軽油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・ミニローリー（2.14 電源設備【57条】） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用取水設備の海水取水口、海水取水路及び海水ピットを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>設備の相違【差異④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3/4号炉は、送水車に対して軽油ドラム缶で必要な燃料の備蓄量を確保しているが、泊では可搬型ポンプの燃料として既設の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽を用い、タンクローリーによる貯油槽からの直接汲み上げ又は燃料油移送ポンプを用いてタンクローリーに移送して使用する。（以降、差異理由は省略） <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用取水設備のSAとしての用途が流路であることを明確化する記載としている。 <p>記載方針の相違【差異B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・56条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、適合方針末尾に記載先を一括記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>重大事故等により、炉心注水の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び充てんポンプによる代替炉心注水の水源として、代替水源である給水処理設備の復水ピットを使用する。</p> <p>格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である給水処理設備の復水ピットを使用する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、原子炉又は原子炉格納容器へ水を注水する設計とする。 また、充てんポンプは、原子炉へ水を注水する設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプの電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置より、代替所内電気設備変圧器を経由して給電できる設計とする。</p> <p>また、充てんポンプは、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。 空冷式非常用発電装置の燃料は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p>	<p>(2) 炉心注水及び格納容器スプレイのための代替手段に用いる設備並びに燃料取替用水ピットへの供給に用いる設備</p> <p>(i) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替</p> <p>重大事故等により、炉心注水の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水の水源として、また、格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である給水設備の補助給水ピットを使用する。</p>	<p>(2) 炉心注水及び格納容器スプレイを代替するために用いる設備及び燃料取替用水タンクへの補給に用いる設備</p> <p>(i) 代替炉心注水 a. 代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水</p> <p>重大事故等により、炉心注水の水源となる燃料取替用水タンクが枯渇又は破損した場合の代替手段である代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水の水源として、代替水源である給水処理設備の補助給水タンクを使用する。</p>	<p>設計方針の相違【差異①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替水源として補助給水ピットを使用する手段を記載しているが、泊3号炉では、充てんポンプによる代替炉心注水に補助給水ピットを水源としないため、本条では充てんポンプによる代替炉心注水は記載対象外。（充てんポンプによる代替炉心注水は、47条にて記載する。） <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替炉心注水及び代替格納容器スプレイは、47条及び49条にて記載する代替手段であるが、その水源の補助給水ピットについての適合方針を本条にて記載する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復水ピット ・恒設代替低圧注水ポンプ <ul style="list-style-type: none"> ・充てんポンプ ・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） <ul style="list-style-type: none"> ・重油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 電源設備【57条】） ・空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】） ・代替所内電気設備変圧器（2.14 電源設備【57条】） <p>化学体積制御設備を構成する再生熱交換器は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について、重大事故等対処設備として設計を行う。</p> <p>その他重大事故等に使用する設計基準事故対処設備としては、充てんポンプの電源として使用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。また、空冷式非常用発電装置、代替所内電気設備変圧器、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p>	<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助給水ピット ・代替格納容器スプレイポンプ（2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】、2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】） ・代替非常用発電機（2.14 電源設備【57条】） ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤（2.14 電源設備【57条】） <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽（2.14 電源設備【57条】） ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14 電源設備【57条】） <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリー（2.14 電源設備【57条】） <p>その他、重大事故等に使用する設計基準事故対処設備として、代替格納容器スプレイポンプの電源として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助給水タンク ・代替格納容器スプレイポンプ（2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 比較のため、6、7頁に記載 （中略） </div> <p>(ii)代替格納容器スプレイ</p> <p>a. 代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>重大事故等により、格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水タンクが枯渇又は破損した場合の代替手段である代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である給水処理設備の補助給水タンクを使用する。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助給水タンク ・代替格納容器スプレイポンプ（2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】） 	<p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替格納容器スプレイポンプについては、47条及び49条にて記載するため、具体的な設備の箇所に呼び込み記載を追加した。（伊方と同様）。 <p>設計方針の相違【差異④】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3/4号炉は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクに必要な燃料の備蓄量を確保しているが、泊3号炉は、既設の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽を用い、タンクローリーによる貯油槽からの直接汲み上げ又は燃料油移送ポンプを用いてタンクローリーに移送して使用する。（以降、差異理由は省略） <p>設計方針の相違【差異①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生熱交換器は、充てんポンプによる代替炉心注水時には流路となるが、充てんポンプによる代替炉心注水は補助給水ピットを水源としないため、泊では本条の記載対象外。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉の代替格納容器スプレイポンプは、ディーゼル発電機からも給電する手順を整備している。 <p>記載方針の相違【差異B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・56条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、適合方針末尾に記載先を一括記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>重大事故等により、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー及び軽油ドラム缶を使用する。送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、余熱除去系を介して原子炉への注水及び格納容器スプレイ系を介して格納容器スプレイができる設計とする。全交流動力電源が喪失した場合においても可搬式代替低圧注水ポンプの駆動源は、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）から給電できる設計とする。電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）の燃料は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。送水車の燃料は、軽油ドラム缶より補給できる設計とする。</p>	<p>(ii) 燃料取替用水ピットから海への水源切替（海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水）</p> <p>重大事故等により、炉心注水の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の重大事故等対処設備（燃料取替用水ピットから海への水源切替）として、可搬型大型送水ポンプ車、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを使用する。</p> <p>海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車は、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して、炉心へ注水できる設計とする。可搬型大型送水ポンプ車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p>	<p>b. 加圧ポンプ車及び中型ポンプ車による代替炉心注水</p> <p>重大事故等により、炉心注水の水源となる燃料取替用水タンクが枯渇又は破損した場合の加圧ポンプ車及び中型ポンプ車による代替炉心注水の水源として、代替水源である淡水タンク又は海を使用する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>比較のため、5頁（中略）を記載</p> </div>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は、大飯と有効性評価における代替格納容器スプレイの対応方法が相違している。大飯では常設ポンプによる代替格納容器スプレイを実施した後、燃料取替用水ピットが枯渇する前に可搬型ポンプによる代替格納容器スプレイに切り替える対応とするのに対し、泊は常設ポンプによる代替格納容器スプレイを実施した後、水源が枯渇する前に水源に補給する対応をする。そのため、泊では可搬型ポンプによる代替格納容器スプレイは、多様性拡張設備として整備しているため、本条では代替炉心注水のみを記載している。（代替格納容器スプレイの詳細は49条参照） <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車にて海水を直接炉心へ注水するため、「水源として」ではなく「重大事故等対処設備として」と記載している。 <p>設計方針の相違【差異②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車にて海水を直接炉心へ注水するため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプ・重油タンク・軽油ドラム缶は使用しない。また、車両エンジンを駆動源とすることから、電源車は使用しない。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・47条との記載整合のため、「格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して」と記載している。 <p>設計方針の相違【差異④】</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬式代替低圧注水ポンプ ・仮設組立式水槽 ・電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） ・送水車 <ul style="list-style-type: none"> ・軽油ドラム缶（3号及び4号炉共用）(2.24 補機駆動用燃料設備) ・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） <ul style="list-style-type: none"> ・重油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）(2.14 電源設備【57条】） <p>燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。軽油ドラム缶については、「2.24 補機駆動用燃料設備」にて記載する。非常用取水設備の貯水堰及び海水ポンプ室については、「2.23 非常用取水設備」にて記載する。</p>	<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車（2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】） ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽（2.14 電源設備【57条】） ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14 電源設備【57条】） ・可搬型タンクローリー（2.14 電源設備【57条】） <p>非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p>	<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中型ポンプ車（2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】） ・加圧ポンプ車（2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】） ・軽油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・ミニローリー（2.14 電源設備【57条】） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用取水設備の海水取水口、海水取水路及び海水ピットを重大事故等対処設備として使用する。</p> <div data-bbox="1532 839 1794 874" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 比較のため、5頁（中略）を記載 </div>	<p>差異理由</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車にて海水を直接炉心へ注水するため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプ・重油タンク・軽油ドラム缶は使用しない。また、車両エンジンを駆動源とすることから、電源車は使用しない。 <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水は、47条にて記載する代替手段であり、47条にて記載するため、呼び込み記載を追加した。 <p>設備の相違【差異④】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用取水設備のSAとしての用途が流路であることを明確化する記載としている。 <p>記載方針の相違【差異B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・56条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、適合方針末尾に記載先を一括記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>重大事故等により、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇した場合の重大事故等対処設備（復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給）として、給水処理設備の復水ピットを使用する。</p> <p>復水ピットは、復水ピットから燃料取替用水ピットへの移送ラインにより、燃料取替用水ピットへ水頭圧にて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復水ピット 	<p>(iii) 海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>重大事故等により、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇した場合の重大事故等対処設備（海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給）として、可搬型大型送水ポンプ車、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを使用する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、可搬型ホースを介して燃料取替用水ピットへ水を供給できる設計とする。可搬型大型送水ポンプ車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽（2.14 電源設備【57条】） ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14 電源設備【57条】） ・可搬型タンクローリー（2.14 電源設備【57条】） <p>非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p>		<p>設計方針の相違【差異③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は、復水ピットから燃料取替用水ピットへ水頭圧で補給する設計としているのに対し、泊3号炉は、燃料取替用水ピットへ可搬型大型送水ポンプ車により補給する設計としている。燃料取替用水ピットへ補給する手段を有していることは同様。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車により補給するため、取水箇所となる非常用取水設備を記載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備の低圧再循環運転による炉心冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による余熱除去機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（高圧再循環運転）として、非常用炉心冷却設備の高圧注入ポンプ、格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンを使用する。</p> <p>格納容器再循環サンプを水源とする高圧注入ポンプは、安全注入系統により高圧再循環運転できる設計とする。格納容器再循環サンプスクリーンは、非常用炉心冷却設備及び格納容器スプレィポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧注入ポンプ ・格納容器再循環サンプ ・格納容器再循環サンプスクリーン <p>その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、高圧注入ポンプの電源として使用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管については、「2.20 1次冷却設備」にて記載する。</p>			<p>記載方針の相違【差異C】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は、高圧注入ポンプによる高圧再循環運転は、47条にて整理している。設置許可基準規則56条では、「原子炉格納容器を水源とする再循環設備は、代替再循環設備等により、多重性又は多様性を確保すること」となっていることから、基準規則の要求を満足する手段として、代替再循環運転を56条にて整理している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により再循環機能が喪失した場合の代替再循環設備（代替再循環運転）として、原子炉格納容器スプレイ設備のA格納容器スプレイポンプ及びA格納容器スプレイ冷却器並びに非常用炉心冷却設備のA格納容器再循環サンプ及びA格納容器再循環サンプスクリーンを使用する。</p> <p>非常用炉心冷却設備のA格納容器再循環サンプを水源とするA格納容器スプレイポンプは、A格納容器スプレイ冷却器を介して、代替再循環運転できる設計とする。格納容器再循環サンプスクリーンは、非常用炉心冷却設備及び格納容器スプレイポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A格納容器スプレイポンプ ・ A格納容器スプレイ冷却器 ・ A格納容器再循環サンプ ・ A格納容器再循環サンプスクリーン <p>その他重大事故等に使用する設計基準事故対処設備としては、A格納容器スプレイポンプの電源として使用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管については、「2.20 1次冷却設備」にて記載する。</p>	<p>(3) 格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転時に用いる設備</p> <p>(i) 代替再循環運転</p> <p>a. B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転</p> <p>余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により再循環機能が喪失した場合の代替再循環設備（代替再循環運転）として、原子炉格納容器スプレイ設備のB-格納容器スプレイポンプ及びB-格納容器スプレイ冷却器並びに非常用炉心冷却設備のB-格納容器再循環サンプ及びB-格納容器再循環サンプスクリーンを使用する。</p> <p>B-格納容器再循環サンプを水源とするB-格納容器スプレイポンプは、B-格納容器スプレイ冷却器を介して代替再循環できる設計とする。B-格納容器再循環サンプスクリーンは、格納容器スプレイポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B-格納容器スプレイポンプ ・ B-格納容器スプレイ冷却器 ・ B-格納容器再循環サンプ ・ B-格納容器再循環サンプスクリーン <p>1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次系冷却材管及び加圧器サージ管は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他、重大事故等に使用する設計基準事故対処設備として、B-格納容器スプレイポンプの電源として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>(3) 格納容器再循環サンプを水源とする再循環運転時に用いる設備</p> <p>(中略)</p> <p>(ii) 代替再循環運転</p> <p>(中略)</p> <p>b. 格納容器スプレイポンプ（B）による代替再循環運転</p> <p>余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器及び高圧注入ポンプの故障等により再循環機能が喪失した場合の重大事故等対処設備（代替再循環運転）として、原子炉格納容器スプレイ設備の格納容器スプレイポンプ（B）及び格納容器スプレイ冷却器（B）並びに非常用炉心冷却設備の格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンを使用する。</p> <p>格納容器再循環サンプを水源とする格納容器スプレイポンプ（B）は、格納容器スプレイ冷却器（B）を介して代替再循環できる設計とする。格納容器再循環サンプスクリーンは格納容器スプレイポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 格納容器スプレイポンプ（B） ・ 格納容器スプレイ冷却器（B） ・ 格納容器再循環サンプ ・ 格納容器再循環サンプスクリーン <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電機並びに1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器及び加圧器を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>差異理由</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機能喪失設備の記載を技術的能力と整合させた。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上の段落にて記載しているため「非常用炉心冷却設備の」は省略している。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 格納容器スプレイポンプによる代替再循環時は、非常用炉心冷却設備のポンプとの併用はしない。（伊方と同様） <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次冷却設備のSAとしての用途が流路であることを明確化するため、記載箇所を変更している。 <p>記載方針の相違【差異B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 56条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、適合方針末尾に記載先を一括記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した代替再循環設備（高圧代替再循環運転）として、非常用炉心冷却設備のB高圧注入ポンプ、B格納容器再循環サンプ、B格納容器再循環サンプスクリーン、大容量ポンプ、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを使用する。</p> <p>海を水源とする大容量ポンプは、A、B海水ストレーナーロー配管又はA海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却水系に海水を直接供給し、代替補機冷却ができる設計とする。B格納容器再循環サンプを水源とするB高圧注入ポンプは、代替補機冷却を用いることで高圧代替再循環運転ができる設計とする。格納容器再循環サンプスクリーンは、非常用炉心冷却設備及び格納容器スプレイポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする。B高圧注入ポンプは、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。大容量ポンプ及び空冷式非常用発電装置の燃料は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p>	<p>b. A-高圧注入ポンプ（海水冷却）及び可搬型大型送水ポンプ車による代替再循環運転</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において全交流動力電源若しくは原子炉補機冷却機能が喪失した場合又は運転停止中において全交流動力電源若しくは原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した代替再循環設備（代替再循環運転）として、非常用炉心冷却設備のA-高圧注入ポンプ、A-格納容器再循環サンプ、A-格納容器再循環サンプスクリーン、可搬型大型送水ポンプ車、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを使用する。</p> <p>海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車は、A、D-原子炉補機冷却水冷却器出口配管に可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却水系に海水を直接供給し、代替補機冷却ができる設計とする。A-格納容器再循環サンプを水源とするA-高圧注入ポンプは、代替補機冷却を用いることで代替再循環ができ、C、D-格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内の冷却と併せて炉心を冷却できる設計とする。A-格納容器再循環サンプスクリーンは、非常用炉心冷却設備のポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする。A-高圧注入ポンプは、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合においても代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。可搬型大型送水ポンプ車及び代替非常用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p>	<p>c. 高圧注入ポンプ（B）による代替再循環運転</p> <p>1次冷却材喪失事象時において全交流動力電源若しくは原子炉補機冷却機能が喪失した場合又は運転停止中において全交流動力電源若しくは原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した重大事故等対処設備（代替再循環運転）として、非常用炉心冷却設備の高圧注入ポンプ（B）、格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーン、中型ポンプ車、軽油タンク並びにミニローリーを使用する。</p> <p>海を水源とする中型ポンプ車は、原子炉補機冷却水系統に海水を直接供給し、代替補機冷却ができる設計とする。格納容器再循環サンプを水源とする高圧注入ポンプ（B）は、代替補機冷却を用いることで代替再循環でき、原子炉格納容器内の冷却と併せて炉心を冷却できる設計とする。格納容器再循環サンプスクリーンは、非常用炉心冷却設備のポンプ及び格納容器スプレイポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする。高圧注入ポンプ（B）は、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。中型ポンプ車の燃料は、軽油タンクよりミニローリーを用いて補給できる設計とする。</p>	<p>差異理由</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能喪失設備の記載を技術的能力と整合させた。 <p>設計方針の相違【差異④】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水供給に使用する接続口が相違するが、複数の接続口から海水を供給できることに差異はない。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替再循環に併せてC/V冷却をすることを記載。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 本項はボート系機能喪失時の対応であり、C/V冷却に格納容器スプレイポンプは使用せず、自然対流冷却を実施。（大飯も技術的能力では同様の記載をしている。）よって、格納容器スプレイポンプとの併用はしない。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 他のボート系機能喪失時の記載と整合させ、“全交流電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合においても”を追記した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B 高圧注入ポンプ ・ 大容量ポンプ（3号及び4号炉共用） ・ 燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） ・ 重油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・ タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 電源設備【57条】） ・ B格納容器再循環サンプ ・ B格納容器再循環サンプスクリーン ・ 空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】） <p>原子炉補機冷却海水設備を構成するA、B海水ストレーナ及びB原子炉補機冷却水冷却器は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。非常用取水設備の貯水堰及び海水ポンプ室については、「2.23 非常用取水設備」にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管については、「2.20 1次冷却設備」にて記載する。</p>	<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A-高圧注入ポンプ ・ 可搬型大型送水ポンプ車（2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】） ・ ディーゼル発電機燃料油貯油槽（2.14 電源設備【57条】） ・ ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14 電源設備【57条】） ・ 可搬型タンクローリー（2.14 電源設備【57条】） ・ A-格納容器再循環サンプ ・ A-格納容器再循環サンプスクリーン ・ 代替非常用発電機（2.14 電源設備【57条】） <p>非常用炉心冷却設備を構成するほう酸注入タンク、1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次系冷却材管及び加圧器サージ管並びに非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ビットスクリーン室及び取水ビットポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p>	<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧注入ポンプ（B） ・ 中型ポンプ車（2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】） ・ 軽油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・ ミニローリー（2.14 電源設備【57条】） ・ 格納容器再循環サンプ ・ 格納容器再循環サンプスクリーン ・ 空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】） <p>その他、設計基準事故対処設備である1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器及び加圧器並びに非常用取水設備の海水取水口、海水取水路及び海水ビットを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却は、48条にて記載する代替手段であり、48条にて記載するため、呼び込み記載を追加した。（伊方と同様） <p>設計方針の相違【差異④】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大飯3/4号炉にはほう酸注入タンクがない。 ・ 泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車を使用した代替補機冷却において、SWSを経由せず、直接C CWSに供給するため、原子炉補機冷却海水設備は流路とならない。（伊方と同様） <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次冷却設備及び非常用取水設備のSAとしての用途が流路であることを明確化する記載としている。 <p>記載方針の相違【差異B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 56条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、適合方針末尾に記載先を一括記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	高浜発電所3/4号炉	差異理由
<p>該当無し</p>	<p>該当無し</p>	<p>運転中の1次冷却材喪失事象時において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに運転停止中において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合を想定した代替再循環設備（低圧代替再循環）として、非常用炉心冷却設備のB余熱除去ポンプ、格納容器再循環サンプ、格納容器再循環サンプスクリーン、大容量ポンプ、燃料油貯油そう及びタンクローリーを使用する。海を水源とする大容量ポンプは、A、B海水ストレーナブロー配管又はA原子炉補機冷却水冷却器ハンドホールと可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却水系統に海水を直接供給し、代替補機冷却ができる設計とする。格納容器再循環サンプを水源としたB余熱除去ポンプは、代替補機冷却を用いることで低圧代替再循環ができ、原子炉格納容器内の冷却と併せて炉心を冷却できる設計とする。格納容器再循環サンプスクリーンは、非常用炉心冷却設備及び格納容器スプレィポンプの有効吸込水頭を確保できる設計とする。B余熱除去ポンプは、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。大容量ポンプ及び空冷式非常用発電装置の燃料は、燃料油貯油そうよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B余熱除去ポンプ ・大容量ポンプ（3号及び4号炉共用） ・燃料油貯油そう（2.14 代替電源設備【57条】） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 代替電源設備【57条】） ・格納容器再循環サンプ ・格納容器再循環サンプスクリーン ・空冷式非常用発電装置（2.14 代替電源設備【57条】） <p>非常用炉心冷却設備を構成するB余熱除去冷却器並びに原子炉補機冷却海水設備を構成するA、B海水ストレーナ及びA、D原子炉補機冷却水冷却器は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備として設計を行う。空冷式非常用発電装置、燃料油貯油そう及びタンクローリーについては、「2.14 代替電源設備【57条】」にて記載する。非常用取水設備の海水取水トンネル及び海水ポンプ室については、「2.23 非常用取水設備」にて記載する。1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管については、「2.20 1次冷却設備」にて記載する。</p>	<p>設計方針の相違（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高浜3,4号炉では余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧再循環運転の手順を整備している。 ・泊3号炉及び大飯3/4号炉とも、余熱除去系を介さずに高圧再循環が可能な系統構成としており、^注「系統機能喪失時の代替再循環については、A—高圧注入ポンプ」（海水冷却）を用いた代替再循環運転を対策として整備しており、低圧代替再循環の手順は整備していない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方3号炉	差異理由
<p>重大事故等により、使用済燃料ピットへの水の注水手段の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の重大事故等対処設備（海から使用済燃料ピットへの注水）として、送水車及び軽油ドラム缶を使用する。</p> <p>海を水源とする送水車は、可搬型ホースにより使用済燃料ピットへ水を注水する設計とする。送水車の燃料は、軽油ドラム缶より補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 送水車 軽油ドラム缶（3号及び4号炉共用）(2.24 補機駆動用燃料設備) <p>燃料貯蔵設備の使用済燃料ピットについては、「2.22 燃料貯蔵設備」にて記載する。軽油ドラム缶については、「2.24 補機駆動用燃料設備」にて記載する。非常用取水設備の貯水堰及び海水ポンプ室については、「2.23 非常用取水設備」にて記載する。</p>	<p>(4) 使用済燃料ピットへの水の供給に用いる設備</p> <p>(i) 海水を用いた使用済燃料ピットへの注水</p> <p>重大事故等により、使用済燃料ピットへの水の注水手段の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の重大事故等対処設備（海水を用いた使用済燃料ピットへの注水）として、可搬型大型送水ポンプ車、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを使用する。</p> <p>海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車は、可搬型ホースにより使用済燃料ピットへ注水する設計とする。可搬型大型送水ポンプ車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車 (2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (2.14 電源設備【57条】) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ (2.14 電源設備【57条】) 可搬型タンクローリー (2.14 電源設備【57条】) <p>非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備として、燃料貯蔵設備の使用済燃料ピットを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>(4) 使用済燃料ピットへの注水に用いる設備</p> <p>重大事故等により、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合の中型ポンプ車による使用済燃料ピット注水の水源として、代替水源である淡水タンク又は海を使用する。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中型ポンプ車 (2.9 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】) 軽油タンク (2.14 電源設備【57条】) ミニローリー (2.14 電源設備【57条】) <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用取水設備の海水取水口、海水取水路及び海水ピットを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>設計方針の相違【差異④】</p> <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水は、54条にて記載する手段であり、54条にて記載するため、呼び込み記載を追加した。(伊方と同様) <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用取水設備のSAとしての用途が流路であることを明確化する記載としている。 <p>記載方針の相違【差異B】</p> <ul style="list-style-type: none"> 56条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、適合方針末尾に記載先を一括記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方3号炉	差異理由
<p>重大事故等の収束に必要な水の供給設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続し、燃料損傷に至った場合に、使用済燃料ピットへ十分な量の水を注水するための設備、できる限り燃料損傷の進行を緩和し放射性物質の放出を低減するための設備及び発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として以下の可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）及び放水設備（原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水）を設ける。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>本記載は、1頁に繰上げ掲載</p> </div> <p>可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）又は放水設備（原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水）として、送水車、スプレイヘッド及び軽油ドラム缶を使用する。</p> <p>送水車は、可搬型ホース及びスプレイヘッドを介して使用済燃料ピットへスプレイ又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水を行う設計とする。送水車の燃料は、軽油ドラム缶より補給できる設計とする。</p>	<p>(5) 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイ及び燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水に用いる設備</p> <p>(i) 使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）として、可搬型大型送水ポンプ車、可搬型スプレイノズル、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを使用する。</p> <p>海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車は、可搬型ホースにより可搬型スプレイノズルを介して使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。可搬型大型送水ポンプ車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p>	<p>(5) 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイ及び燃料取扱棟への放水に用いる設備</p> <p>(i) 淡水タンク又は海を水源とする使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）として、中型ポンプ車、加圧ポンプ車、小型放水砲、軽油タンク及びミニローリーを使用する。</p> <p>小型放水砲は、可搬型ホースにより淡水タンク又は海を水源とする中型ポンプ車及び加圧ポンプ車と接続することで、使用済燃料ピットへのスプレイを行う設計とする。中型ポンプ車及び加圧ポンプ車の燃料は、軽油タンクよりミニローリーを用いて補給できる設計とする。</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の目的を記載する文章であり、P56-1にて記載（伊方と同様） <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯ではスプレイヘッドを用いて原子炉周辺建屋への放水も実施するが、泊3号炉では建屋への放水は P56-20 に記載の放水砲にて実施する。 <p>設計方針の相違【差異④】</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方3号炉	差異理由
<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 送水車 ・ スプレイヘッダ ・ 軽油ドラム缶（3号及び4号炉共用）（2.24 補機駆動用燃料設備） <p>燃料貯蔵設備の使用済燃料ピットについては、「2.22 燃料貯蔵設備」にて記載する。軽油ドラム缶については、「2.24 補機駆動用燃料設備」にて記載する。非常用取水設備の貯水堰及び海水ポンプ室については、「2.23 非常用取水設備」にて記載する。</p>	<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型大型送水ポンプ車（2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】） ・ 可搬型スプレイノズル（2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】） ・ ディーゼル発電機燃料油貯油槽（2.14 電源設備【57条】） ・ ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14 電源設備【57条】） ・ 可搬型タンクローリー（2.14 電源設備【57条】） <p>非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備として、燃料貯蔵設備の使用済燃料ピットを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中型ポンプ車（2.9 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】） ・ 加圧ポンプ車（2.9 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】） ・ 小型放水砲（2.9 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】） ・ 軽油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・ ミニローリー（2.14 電源設備【57条】） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用取水設備の海水取水口、海水取水路及び海水ピットを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイは、54条にて記載する手段であり、54条にて記載するため、呼び込み記載を追加した。（伊方と同様） <p>設計方針の相違【差異④】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用取水設備の SA としての用途が流路であることを明確化する記載としている。 <p>記載方針の相違【差異B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 56条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、適合方針末尾に記載先を一括記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方3号炉	差異理由
<p>放水設備（原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水）として、大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを使用する。</p> <p>放水砲は、可搬型ホースにより海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）に接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）の燃料は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量ポンプ（放水砲用）（3号及び4号炉共用） ・放水砲（3号及び4号炉共用） ・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） ・重油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 電源設備【57条】） <p>燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。非常用取水設備の貯水堰及び海水ポンプ室については、「2.23 非常用取水設備」にて記載する。</p>	<p>(ii) 燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水</p> <p>放水設備（燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水）として、可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲、ディーゼル発電機燃料油貯槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを使用する。</p> <p>放水砲は、可搬型ホースにより海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と接続することにより、燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とし、建屋の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ピット周辺に向けた放水ができる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大容量海水送水ポンプ車（2.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】） ・放水砲（2.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】） ・ディーゼル発電機燃料油貯槽（2.14 電源設備【57条】） ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14 電源設備【57条】） ・可搬型タンクローリー（2.14 電源設備【57条】） <p>非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p>	<p>(ii) 海を水源とする燃料取扱棟への放水</p> <p>放水設備（燃料取扱棟への放水）として、大型ポンプ車等（大型ポンプ車及び大型ポンプ車（泡混合機能付））及び大型放水砲並びに軽油タンク及びミニローリーを使用する。</p> <p>大型放水砲は、可搬型ホースにより海を水源とする大型ポンプ車等と接続することで、燃料取扱棟に大量の水を放水し、一部の水を使用済燃料ピットに注水できる設計とする。大型ポンプ車等の燃料は、軽油タンクよりミニローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型ポンプ車（2.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】） ・大型ポンプ車（泡混合機能付）（2.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】） ・大型放水砲（2.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】） ・軽油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・ミニローリー（2.14 電源設備【57条】） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用取水設備の海水取水口、海水取水路及び海水ピットを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>差異理由</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的能力の整理と合わせ、CV又はアニュラス部への放水機能は、次ページに分けて記載した。（伊方と同様） <p>設計方針の相違【差異①】</p> <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟への放水は、55条にて記載する手段であり、放水砲の設置場所については55条に記載している。 <p>設計方針の相違【差異④】</p> <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟への放水は、55条にて記載する手段であり、55条にて記載するため、呼び込み記載を追加した。（伊方と同様） <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用取水設備のSAとしての用途が流路であることを明確化する記載としている。 <p>記載方針の相違【差異B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・55条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、適合方針末尾に記載先を一括記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方3号炉	差異理由
<div data-bbox="344 256 611 300" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">比較のため、17頁を再掲</div> <p>放水設備（原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水）として、大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを使用する。</p> <p>放水砲は、可搬型ホースにより海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）に接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水できる設計とするとともに、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ピット周辺に向けた放水ができる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）の燃料は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大容量ポンプ（放水砲用）（3号及び4号炉共用） ・ 放水砲（3号及び4号炉共用） ・ 燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） ・ 重油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・ タンクローリー（3号及び4号炉共用）（2.14 電源設備【57条】） <p>燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。非常用取水設備の貯水堰及び海水ポンプ室については、「2.23 非常用取水設備」にて記載する。</p>	<p>(6) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時の原子炉格納容器及びアニュラス部への放水に用いる設備</p> <p>(i) 原子炉格納容器及びアニュラス部への放水</p> <p>放水設備（原子炉格納容器及びアニュラス部への放水）として、可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲、ディーゼル発電機燃料油貯槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを使用する。</p> <p>放水砲は、可搬型ホースにより海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部に放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型大容量海水送水ポンプ車（2.12工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】） ・ 放水砲（2.12工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】） ・ ディーゼル発電機燃料油貯槽（2.14 電源設備【57条】） ・ ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14電源設備【57条】） ・ 可搬型タンクローリー（2.14 電源設備【57条】） <p>非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p>	<p>(6) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時の原子炉格納容器及びアニュラス部への放水に用いる設備</p> <p>放水設備（原子炉格納容器及びアニュラス部への放水）として、大型ポンプ車等（大型ポンプ車及び大型ポンプ車（泡混合機能付））及び大型放水砲並びに軽油タンク及びミニローリーを使用する。</p> <p>大型放水砲は、可搬型ホースにより海を水源とする大型ポンプ車等と接続することで、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。大型ポンプ車等の燃料は、軽油タンクよりミニローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大型ポンプ車（2.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】） ・ 大型ポンプ車（泡混合機能付）（2.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】） ・ 大型放水砲（2.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】） ・ 軽油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・ ミニローリー（2.14 電源設備【57条】） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用取水設備の海水取水口、海水取水路及び海水ピットを重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>差異理由</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術的能力の整理と合わせ、CVへの放水機能と、SFPへの放水機能を分けて記載した。 <p>設計方針の相違【差異④】</p> <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟への放水は、55条にて記載する手段であり、放水砲の設置場所については55条に記載している。 <p>設計方針の相違【差異④】</p> <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による原子炉格納容器及びアニュラス部への放水は、55条にて記載する手段であり、55条にて記載するため、呼び込み記載を追加した。（伊方と同様） <p>設計方針の相違【差異④】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用取水設備のSAとしての用途が流路であることを明確化する記載としている。 <p>記載方針の相違【差異B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 55条以外で適合性を詳細に記載する重大事故等対処設備について、適合方針末尾に記載先を一括記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>復水ピット枯渇又は破損時における蒸気発生器2次側による炉心冷却のための代替淡水源として、No. 3淡水タンク、2次系純水タンク及び脱気器タンク並びに蒸気発生器2次側による炉心冷却の代替手段である1次冷却系のフィードアンドブリードの水源として燃料取替用水ピットを確保する。</p> <p>復水ピット枯渇時における蒸気発生器2次側による炉心冷却のための代替淡水源として、No. 2, 3淡水タンクを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピット枯渇又は破損時における炉心注水のための代替淡水源として、1次系純水タンク、ほう酸タンク、No. 2淡水タンク及び復水ピットを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピット枯渇時における炉心注水のための代替淡水源として、1次系純水タンク、ほう酸タンク、No. 2, 3淡水タンク及び復水ピットを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピット枯渇又は破損時における格納容器スプレイのための代替淡水源として、No. 2淡水タンク及び復水ピットを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピット枯渇時における格納容器スプレイのための代替淡水源として、1次系純水タンク、ほう酸タンク、No. 2, 3淡水タンク及び復水ピットを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピット枯渇又は破損時における使用済燃料ピット注水のための代替淡水源として、No. 2, 3淡水タンク及び1次系純水タンクを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。さらに、使用済燃料ピットからの大量の水の漏れい時も、海を水源として使用できる設計とする。</p>	<p>補助給水ピット枯渇又は破損時における蒸気発生器2次側による炉心冷却のための代替淡水源として、脱気器タンク、2次系純水タンク、代替給水ピット、原水槽、ろ過水タンク及び燃料取替用水ピットを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。</p> <p>補助給水ピット枯渇時における蒸気発生器2次側による炉心冷却のための代替淡水源として、2次系純水タンク、代替給水ピット、原水槽及びろ過水タンクを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピット枯渇又は破損時における炉心注水のための代替淡水源として、1次系純水タンク、ほう酸タンク、補助給水ピット、ろ過水タンク、代替給水ピット、原水槽及び2次系純水タンクを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピット枯渇時における炉心注水のための代替淡水源として、1次系純水タンク、ほう酸タンク、2次系純水タンク、ろ過水タンク、原水槽及び代替給水ピットを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピット枯渇又は破損時における格納容器スプレイのための代替淡水源として、補助給水ピット、ろ過水タンク、代替給水ピット、原水槽及び2次系純水タンクを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピット枯渇時における格納容器スプレイのための代替淡水源として、1次系純水タンク、ほう酸タンク、2次系純水タンク、ろ過水タンク、原水槽及び代替給水ピットを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピット枯渇又は破損時における使用済燃料ピットへの水の注水のための代替淡水源として、2次系純水タンク、1次系純水タンク、ろ過水タンク、代替給水ピット及び原水槽を確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏れい時の代替淡水源として、代替給水ピット、原水槽、2次系純水タンク及びろ過水タンクを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。</p> <p>代替水源からの移送ルートを確認し、移送ホース及びポンプについては、複数箇所に分散して保管する。</p>	<p>重大事故等時の代替淡水源としては、燃料取替用水タンクに対しては補助給水タンク及び淡水タンク（2次系純水タンク、脱塩水タンク及びろ過水貯蔵タンク）を確保し、補助給水タンクに対しては燃料取替用水タンク及び淡水タンクを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。</p> <p>代替水源からの移送ルートを確認し、移送ホース及びポンプについては、複数箇所に分散して保管する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 比較のため、1頁を再掲 </div>	<p>差異理由</p> <p>General</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様性拡張設備を含め、代替淡水源を列挙している。具体的な淡水源が違うため、記載内容は相違しているが、識別していない。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 56条要求への適合方針として記載。（大飯も設置許可本文には記載有り。）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
	<p>ディーゼル発電機，使用済燃料ピット，流路として使用する1次冷却設備並びに非常用取水設備の貯留堰，取水口，取水路，取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室は，設計基準事故対処設備であるとともに，重大事故等時においても使用するため，多様性，位置的分散等を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから，多様性，位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>ディーゼル発電機，代替非常用発電機，代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤，ディーゼル発電機燃料油貯油槽，ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーについては「2.14 電源設備【57条】」に記載する。</p> <p>1次系のフィードアンドブリードに使用する高圧注入ポンプ，加圧器逃がし弁及びほう酸注入タンクについては，「2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】」に記載する。</p> <p>流路として使用する1次冷却設備の蒸気発生器，1次冷却材ポンプ，原子炉容器，加圧器，1次冷却材管及び加圧器サージ管については，「2.20 1次冷却設備」に記載する。</p> <p>代替炉心注水及び代替格納容器スプレイに使用する代替格納容器スプレイポンプについては，「2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】」及び「2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】」に記載する。</p> <p>代替炉心注水に使用する可搬型大型送水ポンプ車については，「2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】」に記載する。</p> <p>代替補機冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車については，「2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】」に記載する。</p> <p>使用済燃料ピットへの注水に使用する可搬型大型送水ポンプ車については，「2.9 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】」に記載する。</p>	<p>ディーゼル発電機は，設計基準事故対処設備であるとともに，重大事故等時においても使用するため，「1.3 重大事故等対処設備」に示す設計方針を適用する。ただし，多様性，位置的分散等を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから，「1.3 重大事故等対処設備」のうち多様性，位置的分散等の設計方針は適用しない。ディーゼル発電機の詳細については「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p> <p>1次冷却システムのフィードアンドブリードに使用する高圧注入ポンプ及び加圧器逃がし弁については，「2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】」にて記載する。</p> <p>代替炉心注水及び代替格納容器スプレイに使用する代替格納容器スプレイポンプについては，「2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】」及び「2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】」にて記載する。</p> <p>代替炉心注水に使用する中型ポンプ車及び加圧ポンプ車については，「2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】」にて記載する。</p> <p>再循環運転に使用する余熱除去ポンプ，余熱除去冷却器，格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーン</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
	<p>燃料貯蔵設備の使用済燃料ピットについては、「2.22 燃料貯蔵設備」に記載する。</p> <p>使用済燃料ピットへのスプレイに使用する可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルについては、「2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】」に記載する。</p> <p>原子炉格納容器及びアニュラス部又は燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水に使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲については、「2.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】」に記載する。</p> <p>流路として使用する非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室については、「2.23 非常用取水設備」に記載する。</p>	<p>については、「2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】」にて記載する。</p> <p>再循環運転に使用する高圧注入ポンプ、格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンについては、「2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】」にて記載する。</p> <p>使用済燃料ピット注水に使用する中型ポンプ車については、「2.9 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】」にて記載する。</p> <p>燃料貯蔵設備の使用済燃料ピットについては、「2.22 燃料貯蔵設備」にて記載する。</p> <p>1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器及び加圧器については、「2.20 1次冷却設備」にて記載する。</p> <p>代替補機冷却に使用する中型ポンプ車については、「2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】」にて記載する。</p> <p>非常用取水設備の海水取水口、海水取水路及び海水ピットについては、「2.23 非常用取水設備」にて記載する。</p> <p>空冷式非常用発電装置、軽油タンク及びミニローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p> <p>使用済燃料ピットへのスプレイに使用する中型ポンプ車、加圧ポンプ車及び小型放水砲については、「2.9 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】」にて記載する。</p> <p>原子炉格納容器及びアニュラス部又は燃料取扱棟への放水に使用する大型ポンプ車、大型ポンプ車（泡混合機能付）及び大型放水砲については、「2.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】」にて記載する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方3号炉	差異理由
<p>2.13.1.1 多様性，位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.3.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等について」に示す。</p> <p>代替水源として1次冷却系のフィードアンドブリードに使用する燃料取替用水ピット，高圧注入ポンプ及び加圧器逃がし弁は，蒸気発生器2次側による炉心冷却に使用する復水ピットに対して異なる水源として設計する。</p> <p>また，燃料取替用水ピットを水源とすることで，復水ピットを水源として使用した蒸気発生器2次側による炉心冷却に対して多様性を持つ設計とする。</p> <p>高圧注入ポンプは，設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁は，原子炉格納容器内に設置し，燃料取替用水ピット及び高圧注入ポンプは，復水ピットと原子炉周辺建屋内の異なる区画に設置することにより，位置的分散を図る設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>復水ピットの補給に使用する，送水車及び可搬型ホースは，屋外の異なる複数箇所に分散して保管することで，位置的分散を図る設計とする。</p> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">比較のため，25頁に再掲</p> <p>代替水源として代替炉心注水及び代替格納容器スプレイに使用する復水ピット，恒設代替低圧注水ポンプ及び充てんポンプは，燃料取替用水ピットを水源として使用する炉心注水及び格納容器スプレイに対して異なる系統の水源として設計する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプ及び充てんポンプは，設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>復水ピットは，燃料取替用水ピットと原子炉周辺建屋内の異なる区画に設置することにより，位置的分散を図る設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは，原子炉周辺建屋内の高圧注入ポンプ及び格納容器スプレイポンプと原子炉周辺建屋内の異なる区画に設置することにより，位置的分散を図る設計とする。</p> <p>充てんポンプは，高圧注入ポンプと原子炉周辺建屋内の異なる区画に設置することにより，位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替水源として代替炉心注水及び代替格納容器スプレイに使用する仮設組立式水槽，可搬式代替低圧注水ポンプ及び電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は，送水車により海水</p>	<p>2.13.1.1 多様性，位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.3.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替水源として1次系のフィードアンドブリードに使用する燃料取替用水ピットは，蒸気発生器2次側による炉心冷却に使用する補助給水ピットに対して異なる系統の水源として設計する。</p> <p>燃料取替用水ピットは原子炉建屋内の補助給水ピットと異なる区画に設置することで，位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替水源として代替炉心注水及び代替格納容器スプレイに使用する補助給水ピットは，炉心注水及び格納容器スプレイに使用する燃料取替用水ピットに対して異なる系統の水源として設計する。</p> <p>補助給水ピットは，原子炉建屋内の燃料取替用水ピットと異なる区画に設置することで，位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>2.13.1.1 多様性，位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.3.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等について」に示す。</p> <p>代替水源として1次冷却系統のフィードアンドブリードに使用する燃料取替用水タンクは，蒸気発生器2次側による炉心冷却に使用する補助給水タンクに対して異なる系統の水源として設計する。</p> <p>燃料取替用水タンクは，原子炉補助建屋内へ設置することで，原子炉建屋屋上の補助給水タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替水源として代替炉心注水及び代替格納容器スプレイに使用する補助給水タンクは，炉心注水及び格納容器スプレイに使用する燃料取替用水タンクに対して異なる系統の水源として設計する。</p> <p>補助給水タンクは，原子炉建屋屋上へ設置することで原子炉補助建屋内の燃料取替用水タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>差異理由</p> <p>General</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント配置の相違はあるが，建屋の相違のみの場合は差異理由説明していない。 <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他条文にて多様性，位置的分散を記載する設備は，本条では記載しない。（伊方と同様） ・高圧注入ポンプ，加圧器逃がし弁は 45条にて記載する。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1パラグラフで燃料取替用水ピットと補助給水ピットが「異なる系統の水源」と記載することで，系統の多様性を述べている。（伊方と同様） <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪の恒設代替低圧注水ポンプに相当する代替格納容器スプレイポンプは 47条及び49条にて記載する。 <p>設計方針の相違【差異D】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替水源として補助給水ピットを使用する手段を記載しているが，泊3号炉では，充てんポンプによる代替炉心注水に補助給水ピットを水源としないため，本条では充てんポンプによる代替炉心注水は記載対象外。（充てんポンプによる代替炉心注水は，47条にて記載する。）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方3号炉	差異理由
<p>を水源とすることで、燃料取替用水ピットを水源として使用する炉心注水及び格納容器スプレイに対して異なる系統の水源として設計する。また、復水ピットを水源として使用する代替炉心注水及び代替格納容器スプレイに対しても異なる系統の水源として設計する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）より、独立した電源供給ラインから給電することにより、多様性をもった電源より駆動できる設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、送水車及び可搬型ホースは、原子炉周辺建屋内の燃料取替用水ピット及び復水ピットと屋外の離れた位置に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>高圧注入ポンプを使用した高圧再循環運転は、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器による低圧再循環運転に対して多重性を持つ設計とする。</p> <p>高圧注入ポンプは、原子炉周辺建屋内の余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器と異なる区画に設置し、位置的分散を図る設計とする。</p>			<p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替炉心注水に使用する可搬型大型送水ポンプ車（大飯の可搬式代替低圧注水ポンプ、送水車、仮設組立式水槽等に相当）は、47条にて記載する。（泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車を用いた代替格納容器スプレイは、多様性拡張設備である。（49条、50条参照） <p>記載方針の相違【差異C】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、高圧注入ポンプによる高圧再循環運転は、47条にて記載する。（P56-9に示す差異と同じ）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方3号炉	差異理由
<p>A格納容器スプレイポンプ及びA格納容器スプレイ冷却器による代替再循環運転は、原子炉格納容器スプレイ設備のA格納容器スプレイポンプ及びA格納容器スプレイ冷却器により再循環運転できることで、余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器及び高圧注入ポンプによる再循環運転に対して多重性を持つ設計とする。</p> <p>A格納容器スプレイポンプ及びA格納容器スプレイ冷却器は、余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器及び高圧注入ポンプに対し原子炉周辺建屋内の異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>高圧代替再循環運転時においてB高圧注入ポンプは、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>また、大容量ポンプを使用するB高圧注入ポンプへの代替補機冷却は、大容量ポンプを水冷式のディーゼル駆動とすることで海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプを使用する補機冷却に対して多様性を持った駆動源により駆動できる設計とする。</p> <p>B高圧注入ポンプは、A高圧注入ポンプに対し原子炉周辺建屋内の異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>電源設備の多様性、位置的分散については、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p> <p style="text-align: center;">比較のため、26頁を繰り上げ掲載</p> </div> <p>大容量ポンプ及び可搬型ホース等は、屋外の海水ポンプ、制御建屋内の原子炉補機冷却水ポンプ及び原子炉周辺建屋内のディーゼル発電機に対し屋外の離れた位置に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>大容量ポンプの接続箇所は、接続口から地中の配管トンネルまでの経路を含めて十分な隔離距離を確保した位置に、複数箇所設置する設計とする。</p>	<p>B格納容器スプレイポンプ及びB格納容器スプレイ冷却器による代替再循環運転は、原子炉格納容器スプレイ設備のB格納容器スプレイポンプ及びB格納容器スプレイ冷却器により再循環できることで、余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器による再循環運転に対して多重性を持つ設計とする。</p> <p>B格納容器スプレイポンプ及びB格納容器スプレイ冷却器は余熱除去ポンプ及び余熱除去冷却器に対し原子炉補助建屋内の異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替再循環運転時においてA高圧注入ポンプは、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った代替非常用発電機から給電できる設計とするとともに、設計基準事故対処設備としての補機冷却に対して可搬型大型送水ポンプ車を使用した海水による代替補機冷却ができる設計とする。</p> <p>A高圧注入ポンプはB高圧注入ポンプに対し原子炉補助建屋内の異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「2.14 電源設備【57条】」に記載する。</p>	<p>格納容器スプレイポンプ（B）及び格納容器スプレイ冷却器（B）による代替再循環運転は、余熱除去系統及び高圧注入系統と異なる系統により再循環できることで、余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器及び高圧注入ポンプによる再循環運転に対して多重性を持つ設計とする。</p> <p>格納容器スプレイポンプ（B）及び格納容器スプレイ冷却器（B）は、原子炉補助建屋内の余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器及び高圧注入ポンプと異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替再循環運転時において高圧注入ポンプ（B）は、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ディーゼル発電機に対して多様性を持った空冷式非常用発電装置から給電できる設計とするとともに、設計基準事故対処設備としての補機冷却に対して中型ポンプ車を使用した海水による代替補機冷却ができる設計とする。高圧注入ポンプ（B）の代替補機冷却に使用する中型ポンプ車は、電動ポンプである海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプを使用する補機冷却と同時に機能を損なわないよう、中型ポンプ車を空冷式のディーゼル駆動とすることで、多様性を持った駆動源により駆動できる設計とする。</p> <p>高圧注入ポンプ（B）は原子炉補助建屋内の余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプ（A）と異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多重性・位置的分散を確保する対象となる機能喪失設備を技術的能力と整合させたP56-10の適合方針に基づき記載。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替補機冷却で使用する可搬型大型送水ポンプ車は、48条にて記載するが、A高圧注入ポンプが代替補機冷却できることは本条にて記載している。 <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替補機冷却で使用する可搬型大型送水ポンプ車は、48条にて記載する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">該当無し</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>復水ピットの補給に使用する、送水車及び可搬型ホースは、屋外の異なる複数箇所に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: center;">比較のため、22頁を再掲</p> </div> <p>使用済燃料ピットへの注水に使用する送水車並びに使用済燃料ピットへのスプレイ又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水に使用する送水車及びスプレイヘッドは、海水を注水できることで、使用済燃料ピットへの注水に使用する燃料取替用水ピットに対して異なる系統の水源として設計する。</p> <p>送水車、スプレイヘッド及び可搬型ホースは、屋外の異なる複数箇所に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">該当無し</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、屋外の異なる位置に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車の接続箇所は、原子炉建屋内及び原子炉補助建屋内の異なる区画に複数箇所設置し、異なる建屋面から接続できる設計とする。</p> <p>可搬型ホース（屋外敷設用及び放水砲用）は、屋外の異なる位置に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">（参考）高浜発電所3/4号炉</p> <p>B余熱除去ポンプによる低圧代替再循環は、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った代替電源設備から給電し、水冷式の大容量ポンプを用いて原子炉補機冷却水系統に海水を直接供給する代替補機冷却により、余熱除去ポンプによる再循環に対して多様性を持つ設計とする。</p> <p>低圧代替再循環時においてB余熱除去ポンプは設計基準事故対処設備としてのディーゼル発電機を使用した電源に対して多様性を持った代替電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>また、大容量ポンプを使用するB余熱除去ポンプへの代替補機冷却は大容量ポンプを水冷式のディーゼル駆動とすることで海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプを使用する補機冷却に対して多様性を持った駆動源により駆動できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ及び可搬型ホース（大容量ポンプ用）等は、原子炉補助建屋内のディーゼル発電機に対し屋外の離れた位置に分散して保管及び設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>B余熱除去ポンプはA余熱除去ポンプに対し原子炉補助建屋内の異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「2.14 代替電源設備【57条】」にて記載する。</p> <p>淡水タンク又は海から補助給水タンクへの供給において使用する中型ポンプ車及び可搬型ホースは、屋外の異なる位置に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットへのスプレイで使用する中型ポンプ車、加圧ポンプ車及び小型放水砲並びに可搬型ホースは、屋外の異なる位置に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>クラゲ等の海生生物からの影響に対し、中型ポンプ車は予備を有する設計とする。</p>	<p>設計方針の相違（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> 高浜3,4号炉では余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧再循環運転の手順を整備している。 泊3号炉及び大飯3/4号炉とも、余熱除去系を介さずに高圧再循環が可能な系統構成としており、¹⁾「ポート系機能喪失時の代替再循環については、A-高圧注入ポンプ」（海水冷却）を用いた代替再循環運転を対策として整備しており、低圧代替再循環の手順は整備していない。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では、補助給水ピットへの補給以外にも可搬型大型送水ポンプ車を使用するため、使用目的を限定しない記載とした。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料取替用水ピット及び補助給水ピットへの補給に使用する接続箇所の複数設置についても記載した。 <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「使用済燃料ピットへの注水」に使用する可搬型大型送水ポンプ車の多様性、位置的分散については54条にて記載する。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 「使用済燃料ピットへのスプレイ」に対応する設計基準事故対処設備はなく、多様性等を確保する対象がないため、記載していない。（可搬型ホースは56条個別要求事項への適合性を示すために記載。）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水に使用する大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び可搬型ホースは、屋外の異なる複数箇所に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p> <p style="text-align: center;">比較のため、24頁に再掲</p>		<p>原子炉格納容器及びアニュラス部又は使用済燃料ピットへの放水にて使用する大型ポンプ車及び大型放水砲並びに可搬型ホースは、屋外の異なる位置に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「泊3号炉では、原子炉格納容器及びアニュラス部又は燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水」に対応する設計基準事故対処設備はなく、多様性等を確保する対象がないため、記載していない。（可搬型ホースは56条個別要求事項への適合性を示すために前頁に記載。）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>2.13.1.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.3.1多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリードの水源に使用する燃料取替用水ピットは、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>復水ピットへ補給する送水車は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイ並びに充てんポンプによる代替炉心注水に使用する復水ピットは、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、放射性物質を含む系統と含まない系統を区分するため、通常運転時には復水ピットと恒設代替低圧注水ポンプをディスタンスピースで分離する設計とする。</p> <p>代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源に使用する仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水ポンプ及び電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>2.13.1.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>1次系のフィードアンドブリードの水源に使用する燃料取替用水ピットは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>補助給水ピットへの補給及び燃料取替用水ピットへの補給に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすること並びに固縛等によって固定をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源に使用する補助給水ピットは、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、放射性物質を含む系統と含まない系統を区分するため、通常運転時には燃料取替用水ピットと補助給水ピットを多重の弁により分離する設計とする。</p>	<p>2.13.1.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>1次冷却系統のフィードアンドブリードの水源に使用する燃料取替用水タンクは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>淡水タンク又は海から補助給水タンクへの供給に使用する中型ポンプ車は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>中型ポンプ車は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源に使用する補助給水タンクは、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、放射性物質を含む系統と含まない系統を区分するため、通常運転時には燃料取替用水タンクと補助給水タンクをディスタンスピースで分離する設計とする。</p>	<p>差異理由</p> <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 他条文にて悪影響防止を記載する設備は、本条では記載しない。（伊方と同様） <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次系のF&Bは、DB時の系統構成と同じであり、SA機能を確立するために特別な操作は行わない。（伊方と同様） <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助給水ピットへの補給と燃料取替用水ピットへの補給には、同じ可搬型大型送水ポンプ車を使用するため、一つの段落で記載している。 可搬型大型送水ポンプ車は可搬型設備であるため固縛による悪影響防止を記載した。 泊は新設する回転機器に対して、飛散物とならない悪影響防止の設計を記載した。（伊方と同様） <p>設計方針の相違【差異①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では充てんポンプによる代替炉心注水に補助給水ピットを水源としない。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では、ディスタンスピースは使用せず、多重の弁により分離する。 <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替炉心注水に使用する可搬型大型送水ポンプ車（大飯の可搬式代替低圧注水ポンプ、送水車、仮設組立式水槽等に相当）は、47条にて記載する。（泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車を用いた代替格納容器スプレイは、多様性拡張設備である。（49条、50条参照）

比較のため、29頁を再掲

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給に使用する復水ピットは、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、放射性物質を含む系統と含まない系統を区分するため、通常運転時には燃料取替用水ピットと復水ピットをディスタンスピースで分離する設計とする。</p> <p>高圧再循環運転に使用する高圧注入ポンプ、格納容器再循環サンプ、格納容器再循環サンプスクリーンは、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替再循環運転に使用するA格納容器スプレイポンプ、A格納容器スプレイ冷却器、A格納容器再循環サンプ、A格納容器再循環サンプスクリーンは、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>高圧代替再循環運転に使用するB高圧注入ポンプ、B格納容器再循環サンプ、B格納容器再循環サンプスクリーン、A、B海水ストレーナ及びB原子炉補機冷却水冷却器は、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>代替再循環運転に使用するB-格納容器スプレイポンプ、B-格納容器スプレイ冷却器、格納容器再循環サンプ、格納容器再循環サンプスクリーンは、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替再循環に使用するA-高圧注入ポンプ及びほう酸注入タンクは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>補助給水タンクから燃料取替用水タンクへの供給に使用する補助給水タンクは、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、放射性物質を含む系統と含まない系統を区分するため、通常運転時には燃料取替用水タンクと補助給水タンクをディスタンスピースで分離する設計とする。</p> <p>代替再循環に使用する格納容器スプレイポンプ（B）、格納容器スプレイ冷却器（B）、高圧注入ポンプ（B）及び格納容器再循環サンプB隔離弁バイパス弁は、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替再循環に使用する格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>設計方針の相違【差異③】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では、補助給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給はせず、燃料取替用水ピットへは可搬型大型送水ポンプ車による補給をする。（燃料取替用水ピットへの補給は第2パラグラフに記載） <p>記載方針の相違【差異C】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、高圧注入ポンプによる高圧再循環運転は、47条にて記載する。（P56-9に示す差異と同じ） <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉にはほう酸注入タンクがない。 泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車を使用した代替補機冷却において、SWSを経由せず、直接CWSに供給するため、原子炉補機冷却海水設備は流路とならない。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では、代替再循環に使用する高圧注入系（A-高圧注入ポンプ）は、設計基準対象施設と同じ系統構成で高圧再循環を行う。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>大容量ポンプは、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、大容量ポンプより供給される海水を含む系統と含まない系統を区分するため、通常運転時には原子炉補機冷却水系と原子炉補機冷却海水系をディスタンスピースで分離する設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットの注水に使用する送水車及び使用済燃料ピットへのスプレイ又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水に使用する送水車及びスプレイヘッドは、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水に使用する大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、他の設備から独立して一体で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプ、仮設組立式水槽、放水砲及びスプレイヘッドは、車両等により運搬、移動した後、人力により運搬し所定の場所に配置するとともに、アウトリガの設置等により固定し他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>送水車、大容量ポンプ、大容量ポンプ（放水砲用）及び電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>		<p>中型ポンプ車は、アウトリガ等によって固定するか、又は設置場所において転倒しないことを確認することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>中型ポンプ車は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替再循環運転時に代替補機冷却で使用する可搬型大型送水ポンプ車は、48条にて記載する。（伊方と同様） <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピットへの注水又はスプレイに使用する可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルは、54条にて記載する。（伊方と同様） <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器及びアニュラス部又は燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水に使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲は、55条にて記載する。（伊方と同様） <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ車の固定による悪影響防止はP.56-27に記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>2.13.2 容量等 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>仮設組立式水槽は、燃料取替用水ピットの枯渇又は破損に対する代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として使用する。仮設組立式水槽は、送水車による補給量と可搬式代替低圧注水ポンプによる送水量のバランスにより滴水状態で運用するが、送水車による仮設組立式水槽への補給が停止しても、可搬式代替低圧注水ポンプ停止まで仮設組立式水槽が枯渇しない容量を有するものを3号炉及び4号炉それぞれで1セット1基使用する。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで2セット2基、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1基（3号及び4号炉共用）の合計5基を分散して保管する設計とする。</p> <p>送水車は、復水ピットの枯渇に対する復水ピットへの補給並びに燃料取替用水ピットの枯渇又は破損に対する代替炉心注水、代替格納容器スプレイ又は使用済燃料ピットへの注水としての水源及び水の供給設備の機能を同時に使用した場合に必要な容量を有する設計とする。また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続する場合において、使用済燃料ピット全面にスプレイすることにより、燃料損傷の進行緩和及び臨界防止並びに、できる限り環境への放射性物質の放出を低減するために必要な容量を有する設計とする。さらに、使用済燃料ピット内の燃料体等が著しい損傷に至った場合において、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水することにより、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な容量を有するものを3号炉及び4号炉それぞれで1セット1台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで2セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計5台を分散して保管する設計とする。</p>	<p>2.13.2 容量等 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>該当無し</p> </div>	<p>2.13.2 容量等 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p>	<p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 他条文にて容量等を記載する設備は、本条では記載しない。（伊方と同様） <p>設計方針の相違【差異B】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は、仮設組立式水槽に送水車で補給し、仮設組立式水槽を中間水槽として使用するが、泊では中間水槽は使用せず、可搬型大型送水ポンプ車により直接送水する。 可搬型大型送水ポンプ車については、P56-31ページにて記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>復水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次冷却系のフィードアンドブリードの水源として使用する燃料取替用水ピットは、復水ピットが枯渇又は破損した場合の代替淡水源として十分な容量を有する設計とする。</p> <p>炉心注水の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の復水ピットを代替水源とした代替注水として使用する恒設代替低圧注水ポンプは、炉心崩壊熱により加熱された1次冷却系を冷却するために必要な炉心注水流量に対して十分であることを確認した容量を有する設計とする。また、復水ピットを代替水源とした炉心注水として使用する充てんポンプは、設計基準事故時の化学体積制御設備としてほう酸水を1次冷却系に注水する機能と一部を兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の注水流量が崩壊熱により加熱された1次冷却系を冷却するために必要な注水流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替格納容器スプレイとして使用する恒設代替低圧注水ポンプは、炉心崩壊熱により加圧された原子炉格納容器の破損を防止するための必要な注水流量に対して十分な容量を有する設計とする。</p>	<p>補助給水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次系のフィードアンドブリードの水源として使用する燃料取替用水ピットは、補助給水ピットが枯渇又は破損した場合の代替淡水源として十分な容量を有することを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、重大事故等時において補助給水ピットへの補給又は燃料取替用水ピットへの補給として使用する。可搬型大型送水ポンプ車は、補助給水ピット又は燃料取替用水ピットへ重大事故等の収束に必要な水の供給が可能な容量を有するものを1セット1台使用する。保有数は、2セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する設計とする。</p> <p>可搬型ホースは、複数のルートを検討してそれぞれのルートに必要なホースの長さを満足する数量の合計に、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮した数量を分散して保管する。</p>	<p>補助給水タンクが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次冷却系のフィードアンドブリードの水源として使用する燃料取替用水タンクは、補助給水タンクが枯渇又は破損した場合の代替淡水源として十分なタンク容量を有するため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>中型ポンプ車は、補助給水タンクへ重大事故等時の収束に必要な水の供給が可能な容量を有するものを1セット1台使用する。保有数は、1セット1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を分散して保管する設計とする。</p>	<p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替炉心注水に使用する可搬型大型送水ポンプ車は47条、代替補機冷却に使用する可搬型大型送水ポンプ車は48条、使用済燃料ピットへの注水又はスプレイに使用する可搬型大型送水ポンプ車は54条にてそれぞれ記載する。（伊方と同様） 本項では補助給水ピットへの補給又は燃料取替用水ピットへの補給に使用する可搬型大型送水ポンプ車について記載。 <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替炉心注水及び代替格納容器スプレイに使用する代替格納容器スプレイポンプは47条及び49条にて記載する。 <p>設計方針の相違【差異①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では、充てんポンプによる代替炉心注水に補助給水ピットを水源としないため、本条では充てんポンプによる代替炉心注水は記載対象外。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として使用する復水ピットは、燃料取替用水ピットに対し、海水を補給するまでの間、水源を確保できる十分な容量を有する設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合において代替炉心注水及び代替格納容器スプレイに必要な容量を有するものを3号炉及び4号炉それぞれで1セット1台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで2セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計5台を分散して保管する設計とする。</p> <p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は、可搬式代替低圧注水ポンプを駆動するために必要な容量を有するものを3号炉及び4号炉それぞれで1セット1台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで2セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計5台を分散して保管する設計とする。</p> <p>余熱除去設備の低圧再循環運転による炉心冷却機能が喪失した場合における高圧再循環運転として使用する高圧注入ポンプは、設計基準事故時の非常用炉心冷却設備として原子炉格納容器に溜まった水を1次冷却系に注水する設備と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の注水流量が、炉心崩壊熱により加熱された1次冷却系を冷却するために必要な注水流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として使用する補助給水ピットは、淡水又は海水を補給するまでの間、水源を確保できる十分な容量を有する設計とする。</p>	<p>代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として使用する補助給水タンクは、淡水又は海水を補給するまでの間、水源を確保できる十分な容量を有する設計とする。</p>	<p>設計方針の相違【差異②、③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は、復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を実施することから左記記載としたものと思われる。泊3号炉は、代替炉心注水及び代替格納容器スプレイ時に補助給水ピットを水源とできるが、補助給水ピットには、可搬型大型送水ポンプ車により淡水又は海水を補給する。（伊方と同様） <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬式代替低圧注水ポンプ及び電源車に相当する可搬型大型送水ポンプ車は、47条にて記載する。 <p>記載方針の相違【差異C】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は、高圧注入ポンプによる高圧再循環運転は、47条にて記載する。（P56-9に示す差異と同じ）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により再循環機能が喪失した場合における代替再循環運転として使用するA格納容器スプレイポンプ及びA格納容器スプレイ冷却器は、設計基準事故時の格納容器スプレイ再循環運転と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合のスプレイ流量が、炉心崩壊熱により加熱された1次冷却系を冷却するために必要な炉心注水流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により再循環機能が喪失した場合における代替再循環運転として使用する格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンは、設計基準事故時の水源として原子炉格納容器内に溜まった水を各ポンプへ供給する槽及びろ過装置としての機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の容量等の仕様が、再循環運転時の水源として必要な容量等の仕様に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合における高圧代替再循環運転設備として使用するB高圧注入ポンプは、設計基準事故時の非常用炉心冷却設備として原子炉格納容器に溜まった水を1次冷却系に注水する設備と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の注水流量が、炉心崩壊熱により加熱された1次冷却系を冷却するために必要な注水流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>大容量ポンプは、代替補機冷却として使用し、3号炉及び4号炉で同時使用した場合に必要な容量を有するものを1セット1台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で2セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計3台を分散して保管する設計とする。</p>	<p>余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により再循環機能が喪失した場合における代替再循環運転として使用するB格納容器スプレイポンプ及びB格納容器スプレイ冷却器は、設計基準事故時の格納容器スプレイ再循環と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合のスプレイ流量及び伝熱容量が、炉心崩壊熱により加熱された1次冷却系を冷却するために必要な炉心注水流量及び伝熱容量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において全交流動力電源若しくは原子炉補機冷却機能が喪失した場合又は運転停止中において全交流動力電源若しくは原子炉補機冷却機能が喪失した場合における代替再循環運転として使用するA高圧注入ポンプは、設計基準事故時の非常用炉心冷却設備として原子炉格納容器内に溜まった水を1次系に注水する機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の注水流量が、炉心崩壊熱により加熱された1次冷却系を冷却するために必要な注水流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により再循環機能が喪失した場合における代替再循環として使用する格納容器スプレイポンプ（B）及び格納容器スプレイ冷却器（B）は、設計基準事故時の格納容器スプレイ再循環と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合のポンプ流量及び伝熱容量が、炉心崩壊熱により加熱された1次冷却系を冷却するために必要なポンプ流量及び伝熱容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>1次冷却材喪失事象時において全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合における代替再循環設備として使用する高圧注入ポンプ（B）は、設計基準事故時の非常用炉心冷却設備として格納容器再循環サンプに溜まった水を1次系に注水する機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合のポンプ流量が、炉心崩壊熱により加熱された原子炉を冷却するために必要なポンプ流量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能喪失設備を技術的能力と整合させたP56-10の適合方針に基づき記載。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 主語に格納容器スプレイ冷却器があることから、伝熱容量も記載。（47条との整合。伊方と同様） <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> サンプ及びスクリーンについては、特に設定すべき容量等がないため、記載しない。なお、サンプスクリーンの閉塞（NPSH確保）については、環境条件で考慮する。（伊方と同様） <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用条件をP56-11の適合方針の記載と整合させた。 <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替補機冷却で使用する可搬型大型送水ポンプ車は、48条にて記載する。（伊方と同様）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>大容量ポンプ（放水砲用）は、発電所外への放射性物質の拡散抑制、燃料損傷時に、できる限り燃料損傷の進行緩和及び環境への放射性物質の放出を低減するために放水砲による直線状の放水により原子炉格納容器の最高点である頂部又は噴霧状の放水により広範囲において原子炉周辺建屋等に放水でき、かつ、大容量ポンプ（放水砲用）2台を接続することで、3号炉及び4号炉の同時放水ができる容量を有するものを3号炉及び4号炉で1セット2台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台（原子炉冷却系統施設の大容量ポンプを予備として兼用）の合計3台を保管する設計とする。</p> <p>スプレィヘッドは、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下かつ水位低下が継続する場合において、使用済燃料ピット全面にスプレィすること又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水し、燃料損傷の進行緩和、臨界防止、できる限り環境への放射性物質の放出を低減及び発電所外への放射性物質の拡散を抑制することができるものを3号炉及び4号炉それぞれで1セット2個使用する。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで1セット2個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1セット2個（3号及び4号炉共用）の合計6個を分散して保管する設計とする。</p>			<p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器及びアニュラス部又は燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水に使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車は、55条にて記載する。（伊方と同様） <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ピットへのスプレィに使用する可搬型スプレィノズルは、54条にて記載する。（伊方と同様）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>放水砲は、発電所外への放射性物質の拡散抑制、燃料損傷時に、できる限り燃料損傷の進行緩和及び環境への放射性物質の放出を低減するために放水砲による直線状の放水により原子炉格納容器の最高点である頂部に又は噴霧状の放水により広範囲において原子炉周辺建屋等に放水できる容量を有するものを3号炉及び4号炉で1セット2台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計3台を保管する設計とする。</p> <p>可搬型ホースは、複数のルートを考慮してそれぞれのルートに必要なホースの長さを満足する数量の合計に、故障時のバックアップを考慮した数量を分散して保管する。なお、可搬型ホースの保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮しない。</p> <p>設備仕様については、表 2.13-1 に示す。</p>	<p>可搬型ホース（放水砲用）は、複数のルートを考慮してそれぞれのルートに必要なホースの長さを満足する数量に、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮した数量を分散して保管する。</p> <p>設備仕様については、第 4.4.1 表及び第 4.4.2 表に示す。</p>	<p>代替水源からの移送ホースは、複数ルートを考慮してそれぞれのルートに必要なホースの長さを満足する数量の合計に、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮した数量を分散して保管する。</p> <p>設備仕様については、表 2.13-1, 2 に示す。</p>	<p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放水砲は、55 条にて記載する。（伊方と同様） <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型ホース（放水砲用）は、複数の接続口と接続するものではなく、可搬設備である放水砲と接続して使用するものであることから、複数のルートのうち長いほうのルートに必要な数量を確保することとしている。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放水砲用ではない可搬型ホースは P56-31 にて記載 ・泊では、保守点検の時期・内容によらず、予備は“故障時及び保守点検時のバックアップ”と記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>2.13.3 環境条件等 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>仮設組立式水槽、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、送水車、大容量ポンプ、大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲及び可搬型ホースは、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>送水車、仮設組立式水槽、可搬式代替低圧注水ポンプ、大容量ポンプ、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、使用時に海水を通水するため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>送水車、大容量ポンプ及び大容量ポンプ（放水砲用）は、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピット、充てんポンプ、高圧注入ポンプ、恒設代替低圧注水ポンプ、A格納容器スプレイポンプ、A格納容器スプレイ冷却器及び復水ピットは、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>充てんポンプ、高圧注入ポンプ及びA格納容器スプレイポンプの操作は、中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプの操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁、再生熱交換器、格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンは、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。また、格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンは、再循環運転時における保温材等のデブリの影響及び海水注水を行った場合の影響を考慮し、閉塞しない設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁の操作は、中央制御室から可能な設計とする。</p>	<p>2.13.3 環境条件等 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホース（屋外敷設用及び放水砲用）は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。可搬型大型送水ポンプ車の操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、海水を通水する可能性があるため、海水影響を考慮した設計とし、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>燃料取替用水ピット、補助給水ピット、B-格納容器スプレイポンプ、B-格納容器スプレイ冷却器、A-高圧注入ポンプ及びほう酸注入タンクは、重大事故等時における原子炉建屋又は原子炉補助建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>B-格納容器スプレイポンプ及びA-高圧注入ポンプの操作は中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンは、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。また、格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンは、再循環運転時における保温材等のデブリの影響及び海水注水を行なった場合の影響を考慮し、閉塞しない設計とする。</p>	<p>2.13.3 環境条件等 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>中型ポンプ車は、屋外に保管及び設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。淡水だけでなく海水も使用することから、海水影響を考慮した設計とし、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>補助給水タンクは、原子炉建屋の屋上に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。中型ポンプ車による補助給水タンクへの供給及び補助給水タンクから燃料取替用水タンクへの供給は、現場での弁操作等により可能な設計とする。</p> <p>燃料取替用水タンク、格納容器スプレイポンプ（B）、格納容器スプレイ冷却器（B）及び高圧注入ポンプ（B）は原子炉補助建屋に設置し、格納容器再循環サンプB隔離弁パイパス弁は原子炉建屋に設置することから、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。格納容器スプレイポンプ（B）、高圧注入ポンプ（B）及び格納容器再循環サンプB隔離弁パイパス弁の操作は中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンは、原子炉格納容器に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、再循環運転時において淡水だけでなく海水も通水するため、海水注入を行った場合の影響及び保温材等のデブリの影響を考慮し、閉塞しない設計とする。</p>	<p>General</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉と大飯3/4号炉で、各設備の設置箇所の相違はあるが、設置箇所において考慮する環境条件に対する設計方針は同一であることから、相違箇所を識別していない。 <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 他条文にて環境条件等を記載する設備は、本条では記載しない。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプ・電源車は使用しない。 <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 放水に使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲は、65条にて記載する。（伊方と同様） <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水のみではなく淡水を使用する手順もあるため「可能性がある」と記載した。 <p>設計方針の相違【差異D】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では、充てんポンプによる代替炉心注水に補助給水ピットを水源としないため、充てんポンプは記載対象外。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯3/4号炉にはほう酸注入タンクがない。 <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 恒設代替低圧注水ポンプに相当する代替格納容器スプレイポンプは47条及び49条にて記載する。 <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 加圧器逃がし弁は、45条にて記載する。 <p>設計方針の相違【差異D】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生熱交換器は、充てんポンプによる代替炉心注水時には流路となるが、充てんポンプによる代替炉心注水は補助給水ピットを水源としないため、本条の重大事故等対処設備に該当しない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>燃料取替用水ピット、復水ピット、A格納容器スプレイポンプ、A格納容器スプレイ冷却器、充てんポンプ、B高压注入ポンプ、再生熱交換器及び恒設代替低圧注水ポンプは、淡水又は海水から選択可能であるため、海水影響を考慮した設計とする。</p> <p>A、B海水ストレーナは、重大事故等時における使用条件及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>B原子炉補機冷却水冷却器は、重大事故等時における使用条件及び制御建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>A、B海水ストレーナ及びB原子炉補機冷却水冷却器は、常時海水を通過するため耐腐食性材料を使用する設計とする。</p> <p>スプレイヘッドは、屋外に保管し、屋外又は原子炉周辺建屋内に設置するため、重大事故等時における屋外及び原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。使用済燃料ピットの水位が異常に低下する事故時に使用する設備であるため、その環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>スプレイヘッドは、使用時に海水を通過するため、海水影響を考慮した設計とする。</p>	<p>燃料取替用水ピット、補助給水ピット、B格納容器スプレイポンプ、B格納容器スプレイ冷却器、A-高压注入ポンプ及びほう酸注入タンクは、海水を通過する可能性があるため、海水影響を考慮した設計とする。</p>	<p>燃料取替用水タンク、補助給水タンク、格納容器スプレイポンプ（B）、格納容器スプレイ冷却器（B）及び高压注入ポンプ（B）は、淡水だけでなく海水も使用することから、海水影響を考慮した設計とする。</p>	<p>設計方針の相違【差異①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では、充てんポンプによる代替炉心注水に補助給水ピットを水源としないため、充てんポンプは記載対象外。 ・再生熱交換器は、本条の重大事故等対処設備に該当しない。（前ページの差異と同様） <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3/4号炉にはほう酸注入タンクがない。 <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恒設代替低圧注水ポンプに相当する代替格納容器スプレイポンプは47条及び49条にて記載する。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水のみではなく淡水を使用する手順もある場合は「海水を通過する可能性がある」との記載に統一した。 <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替補機冷却については、48条にて記載する。（ただし、泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車を使用した代替補機冷却において、SWSを経由せず、直接CCWSに供給するため、原子炉補機冷却海水設備は流路とならない。） <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スプレイヘッドに相当する可搬型スプレイノズルは、54条にて記載する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>2.13.4 操作性及び試験・検査性について 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>(1) 操作性の確保 可搬式代替低圧注水ポンプ、仮設組立式水槽、スプレイヘッド及び放水砲は、車両等により運搬、移動した後、人力により運搬できる設計とするとともに、設置場所にてアウトリガの設置等により固定できる設計とする。</p> <p>送水車、大容量ポンプ、大容量ポンプ（放水砲用）及び電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>送水車は、可搬型ホースにより仮設組立式水槽、復水ピット及び使用済燃料ピットへ確実に水を注水できる設計とする。</p> <p>接続口は3号炉及び4号炉とも同一形状とし、可搬型ホースを確実に接続できる設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽は、一般的に使用される工具を用いて確実に組み立てができる設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットを使用した1次冷却系のフィードアンドブリードを行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。加圧器逃がし弁及び高圧注入ポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p>	<p>2.13.4 操作性及び試験・検査性について 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>(1) 操作性の確保</p> <p>燃料取替用水ピットを使用した1次系のフィードアンドブリードを行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車を使用した補助給水ピットへの補給及び燃料取替用水ピットへの補給を行う系統は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給及び燃料取替用水ピットへの補給に用いる接続口については、接続口をフランジ接続とし、一般的に使用される工具を用いて可搬型ホースを確実に接続できる設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、付属の操作器等により現場での操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、屋外のアクセスルートを通行してアクセスできる設計とする。</p>	<p>2.13.4 操作性及び試験・検査性について 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>(1) 操作性の確保</p> <p>燃料取替用水タンクを使用した1次冷却系統のフィードアンドブリードを行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>中型ポンプ車は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>中型ポンプ車を使用した、淡水タンク又は海を水源とする補助給水タンクへの供給を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切替えることができる設計とする。</p> <p>中型ポンプ車を使用した、淡水タンク又は海を水源とする補助給水タンクへの供給に用いる接続口は、フランジ接続とし、接続規格を統一することにより、一般的に使用される工具を用いて可搬型ホースを確実に接続できる設計とする。</p> <p>中型ポンプ車は、屋外のアクセスルートを通行してアクセスできる設計とする。</p>	<p>General</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の相違により、各設備の記載箇所、記載並びに相違があるが、記載内容は同等。 <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 他条文にて操作性等を記載する設備は、本条では記載しない。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では、可搬式代替低圧注水ポンプ・仮設組立式水槽・電源車は使用しない。 <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車は第2パラグラフで記載。可搬型スプレイノズルは54条、放水砲、可搬型大容量海水送水ポンプ車は55条で記載する。（伊方と同様） <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高圧注入ポンプ、加圧器逃がし弁は45条にて記載する。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次系のF&Bは、DB時の系統構成と同じであり、SA機能を確立するために特別な操作は行わない。（伊方と同様） <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 系統としての切替えについて記載した。（他の条文との整合） <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 接続口の記載内容を他条文と整合させた。 泊3号炉は複数基の同一審査ではないため、複数号炉の記載はしない。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備については、アクセスルートを確認することを明示した。（伊方と同様）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>恒設代替低圧注水ポンプ又は充てんポンプ及び復水ピットを使用した代替炉心注水を行う系統並びに恒設代替低圧注水ポンプ及び復水ピットを使用した代替格納容器スプレイを行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。切替えに伴うディスタンスピースの取替作業については、一般的に使用される工具を用いて確実に取替えが可能な設計とする。恒設代替低圧注水ポンプは、現場の操作スイッチにより操作可能な設計とする。充てんポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、送水車及び仮設組立式水槽を使用した代替炉心注水及び代替格納容器スプレイを行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。可搬式代替低圧注水ポンプの接続口との接続はボルト締めフランジ接続とし、一般的に使用される工具を用いて、可搬型ホースを確実に接続できる設計とする。接続口は、3号炉及び4号炉とも同一形状とするとともに同一ポンプを接続する配管は同一口径のフランジ接続とする。可搬式代替低圧注水ポンプ及び電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）のケーブル接続は、接続規格を統一することにより、確実に接続できる設計とする。可搬式代替低圧注水ポンプと電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）及び送水車は、付属の操作スイッチにより現場で操作可能な設計とする。</p> <p>復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。切替えに伴うディスタンスピースの取替作業については、一般的に使用される工具を用いて確実に取替えが可能な設計とする。</p>	<p>補助給水ピットを使用した代替炉心注水及び代替格納容器スプレイを行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切替えられる設計とする。</p>	<p>補助給水タンクから燃料取替用水タンクへの供給を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切替えできる設計とする。また、切替えに伴うディスタンスピースの取替作業については、一般的に使用される工具を用いて確実に取替えが可能な設計とする。</p>	<p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恒設代替低圧注水ポンプに相当する代替格納容器スプレイポンプは47条及び49条にて記載する。 <p>設計方針の相違【差異①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では、充てんポンプによる代替炉心注水に補助給水ピットを水源としないため、充てんポンプは記載対象外。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では、代替炉心注水及び代替格納容器スプレイに使用する系統の分離を隔離弁を用いて分離するため、ディスタンスピースの取替作業はない。 <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車（大飯の可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車、送水車、仮設組立式水槽等に相当）を使用した代替炉心注水に使用する系統は、47条にて記載する。（泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車を用いた代替格納容器スプレイは、多様性拡張設備である。（49条、50条参照）） <p>設計方針の相違【差異③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車で燃料取替用水ピットに淡水又は海水を補給するため、補助給水ピットから燃料取替用水ピットへの供給はない。（可搬型大型送水ポンプ車は前ページに記載）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>高圧注入ポンプ、格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンを使用した高圧再循環運転を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。高圧注入ポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p>A格納容器スプレイポンプ、A格納容器スプレイ冷却器、A格納容器再循環サンプ及びA格納容器再循環サンプスクリーンを使用した代替再循環運転を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。A格納容器スプレイポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p>代替補機冷却によるB高圧注入ポンプ、B格納容器再循環サンプ及びB格納容器再循環サンプスクリーンを使用した高圧代替再循環運転を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。代替補機冷却への切替えに伴うディスタンスピースの取替作業については、一般的に使用される工具を用いて確実に取替えが可能な設計とする。B高圧注入ポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p>	<p>B格納容器スプレイポンプ、B格納容器スプレイ冷却器、B格納容器再循環サンプ及びB格納容器サンプスクリーンを使用した代替再循環運転を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。B格納容器スプレイポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p>代替補機冷却によるA高圧注入ポンプ、A格納容器再循環サンプ及びA格納容器サンプスクリーンを使用した代替再循環運転を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成から切替えることなく、弁操作等にて重大事故等対処設備として使用できる設計とする。A高圧注入ポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p>	<p>格納容器スプレイポンプ（B）及び格納容器スプレイ冷却器（B）を使用した代替再循環運転を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切替える設計とする。格納容器スプレイポンプ（B）は、中央制御室の操作スイッチで操作が可能な設計とする。</p> <p>高圧注入ポンプ（B）を使用した代替再循環運転を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合の系統から切替えることなく弁操作等により重大事故等対処設備として使用できる設計とする。</p> <p>高圧注入ポンプは中央制御室の操作スイッチで操作が可能な設計とする。</p> <p>格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンを使用した代替再循環運転を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用できる設計とする。</p> <p>代替再循環運転に使用する格納容器再循環サンプB隔離弁バイパス弁は、格納容器再循環サンプA隔離弁及び格納容器再循環サンプB隔離弁が閉塞した場合には、格納容器再循環サンプB隔離弁バイパス弁を開操作することで再循環ラインを構成できる設計とする。</p> <p>格納容器再循環サンプB隔離弁バイパス弁は中央制御室の操作スイッチで操作が可能な設計とする。</p>	<p>記載方針の相違【差異C】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、高圧注入ポンプによる高圧再循環運転は、47条にて記載する。（P56-9に示す差異と同じ） <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 系統構成の切替の記載は、47条の記載と整合を図った。 代替補機冷却については、48条にて記載する。（ただし、泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車を使用した海水供給において、SWSを経由せず、直接CCWSに供給するため、大飯のようにSWSとCCWSを接続する際のディスタンスピースの取替えに相当する作業はない。）（伊方と同様）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>代替補機冷却に使用する大容量ポンプとA、B海水ストレーナブロー配管及びA海水供給母管マンホールとの接続口については、嵌合構造により可搬型ホースを確実に接続できる設計とする。接続口は、3号炉及び4号炉とも同一形状とする。</p> <p>大容量ポンプとA、B海水ストレーナブロー配管フランジ及びA海水供給母管マンホールフランジは、一般的に使用される工具を用いて確実に取替えが可能な設計とする。大容量ポンプは、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットへスプレイする場合及び原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する場合に使用する送水車とスプレイヘッドの接続は、可搬型ホースで確実に接続できる設計とする。また、接続口は、3号炉及び4号炉とも同一形状とする。送水車は、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲の接続は、可搬型ホースで確実に接続できる設計とする。放水砲は、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）は、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p>			<p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替補機冷却については、48条にて記載する。（伊方と同様） <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルを使用した使用済燃料ピットへのスプレイは、54条にて記載する。（伊方と同様） <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による放水は、55条にて記載する。（伊方と同様）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>(2) 試験・検査</p> <p>仮設組立式水槽は、組立て及び漏えい確認のための水張りが可能な設計とする。</p> <p>送水車は、機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。</p> <p>送水車は、分解が可能な設計とする。また、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。さらに、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリードの水源に使用する燃料取替用水ピットは、漏えい確認のための水張りが可能な設計とする。ほう素濃度及び有効水量が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>高圧注入ポンプは、分解が可能な設計とする。また、試験系統にて機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁は、分解が可能な設計とする。また、開閉、機能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプ又は充てんポンプによる代替炉心注水並びに恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイの水源に使用する復水ピットは、漏えい確認のための水張りが可能な設計とする。有効水量が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>再生熱交換器は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、構造については、応力腐食割れ対策、伝熱管の摩耗対策により健全性が確保でき、開放が不要な設計であることから、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、分解が可能な設計とする。また、試験系統にて機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p>	<p>(2) 試験・検査</p> <p>1次系のフィードアンドブリードの水源に使用する燃料取替用水ピットは、漏えいの確認が可能な設計とする。ほう素濃度及び有効水量が確認できる設計とする。また、内部の確認が可能なように、アクセスドアを設ける設計とする。</p> <p>補助給水ピットへの補給及び燃料取替用水ピットへの補給に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、独立した試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、分解が可能な設計とする。また、車両として運転状態の確認が可能な設計とするとともに、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源に使用する補助給水ピットは、漏えいの確認が可能な設計とする。有効水量が確認できる設計とする。また、内部の確認が可能なように、アクセスドアを設ける設計とする。</p>	<p>(2) 試験・検査</p> <p>1次冷却システムのフィードアンドブリードの水源に使用する燃料取替用水タンクは、高圧注入系統として機能・性能の確認及び漏えいの有無の確認が可能な系統設計とする。</p> <p>燃料取替用水タンクは、ほう素濃度及び有効水量が確認できる設計とする。また、内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。</p> <p>淡水タンク又は海から補助給水タンクへの供給に使用する中型ポンプ車は、他系統と独立した試験系統により機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>中型ポンプ車は、ポンプの取替又は分解が可能な設計とする。また、車両として運転状態の確認が可能な設計とするとともに、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源に使用する補助給水タンクは、代替格納容器スプレイポンプとは独立して機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、補助給水タンクは、内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。</p>	<p>設計方針の相違【差異②】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では、仮設組立式水槽は使用しない。 <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車は第2パラグラフに記載する。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 他条文の試験・検査との整合で「漏えいの確認」とした。 泊では、ピット構造に対して「内部の確認が可能」であることを主に記載した。 <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高圧注入ポンプ、加圧器逃がし弁は 45条にて記載する。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車として他条文と整合を図った記載としている。 <p>設計方針の相違【差異①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では、充てんポンプによる代替炉心注水に補助給水ピットを水源としないため、充てんポンプは記載対象外。 <p>設計方針の相違【差異①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では、再生熱交換器は、充てんポンプによる代替炉心注水時には流路となるが、充てんポンプによる代替炉心注水は補助給水ピットを水源としないため、本条の重大事故等対処設備に該当しない。 <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 恒設代替低圧注水ポンプに相当する代替格納容器スプレイポンプは、47条及び49条にて記載する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>充てんポンプは、分解が可能な設計とする。また、試験系統にて機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプ及び電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は、分解が可能な設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、試験系統にて機能・性能及び漏えい確認が可能な系統設計とする。</p> <p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、可搬式代替低圧注水ポンプ1台を駆動できることの確認が可能な設計とする。さらに、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>高圧再循環運転に使用する高圧注入ポンプは、格納容器再循環サンプを含まない循環ラインを用いた試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p>			<p>設計方針の相違【差異D】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では、充てんポンプによる代替炉心注水に補助給水ピットを水源としないため、充てんポンプは記載対象外。 <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬式代替低圧注水ポンプ及び電源車に相当する可搬型大型送水ポンプ車は、47条にて記載する。 <p>記載方針の相違【差異C】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は、高圧注入ポンプによる高圧再循環運転は、47条にて記載する。(P56-9に示す差異と同じ)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>代替再循環運転に使用するA格納容器スプレィポンプ及びA格納容器スプレィ冷却器は、格納容器再循環サンプを含まない循環ラインを用いた試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>A格納容器スプレィポンプは、分解が可能な設計とする。</p> <p>A格納容器スプレィ冷却器は、内部の確認が可能なように、フランジを設ける設計とする。また、伝熱管の非破壊検査が可能なように、試験装置を設置できる設計とする。</p> <p>高压代替再循環運転に使用するB高压注入ポンプは、格納容器再循環サンプを含まない循環ラインを用いた試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。また、B原子炉補機冷却水冷却器、A、B海水ストレーナ及び大容量ポンプは、独立して機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。試験系統に含まれない配管については、悪影響防止のため、海水を含む原子炉補機冷却海水系統と、海水を含まない原子炉補機冷却水系統とを個別に通水確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>B原子炉補機冷却水冷却器は、内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。また、伝熱管の非破壊検査が可能なように、試験装置を設置できる設計とする。</p> <p>A、B海水ストレーナは、差圧確認が可能な系統設計とする。また、内部の確認が可能なように、ボンネットを取外すことができる設計とする。</p> <p>大容量ポンプは、分解が可能な設計とする。さらに、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンは、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>▶ 代替再循環運転に使用するB-格納容器スプレィポンプ、B-格納容器スプレィ冷却器、A-高压注入ポンプ及びほう酸注入タンクは、格納容器再循環サンプを含まない循環ラインを用いた試験系統により機能・性能確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>▶ B-格納容器スプレィ冷却器は、内部の確認が可能なように、フランジを設けるとともに、非破壊検査が可能な設計とする。</p> <p>▶ B-格納容器スプレィポンプ及びA-高压注入ポンプは、分解が可能な設計とする。</p> <p>ほう酸注入タンクは、ほう素濃度及び有効水量が確認できる設計とする。また、内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。</p> <p>格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンは、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>代替再循環に使用する格納容器スプレィポンプ（B）、格納容器スプレィ冷却器（B）及び高压注入ポンプ（B）は、格納容器再循環サンプを含まない循環ラインを用いた試験系統によりそれぞれ機能・性能確認及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>格納容器スプレィポンプ（B）及び高压注入ポンプ（B）は、分解が可能な設計とする。</p> <p>格納容器スプレィ冷却器（B）は、内部の確認が可能なように、フランジを設ける設計とする。また、伝熱管の非破壊検査が可能な設計とする。</p> <p>格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンは、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>格納容器再循環サンプB隔離弁バイパス弁は、機能・性能の確認及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、格納容器再循環サンプB隔離弁バイパス弁は、分解が可能な設計とする。</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では、B-格納容器スプレィポンプによる代替再循環運転とA-高压注入ポンプによる代替再循環運転を一つの段落でまとめて記載する。（伊方と同様） <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器スプレィ冷却器の非破壊検査は伝熱管検査に限定されるものではなく、非破壊検査の種別を特定せず設計とした。（他条との整合） <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3/4号炉にはほう酸注入タンクがない。 <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替補機冷却に使用する設備は、48条にて記載する。（ただし、泊3号炉では代替補機冷却に原子炉補機冷却水冷却器、海水ストレーナは使用しない。）（伊方と同様）

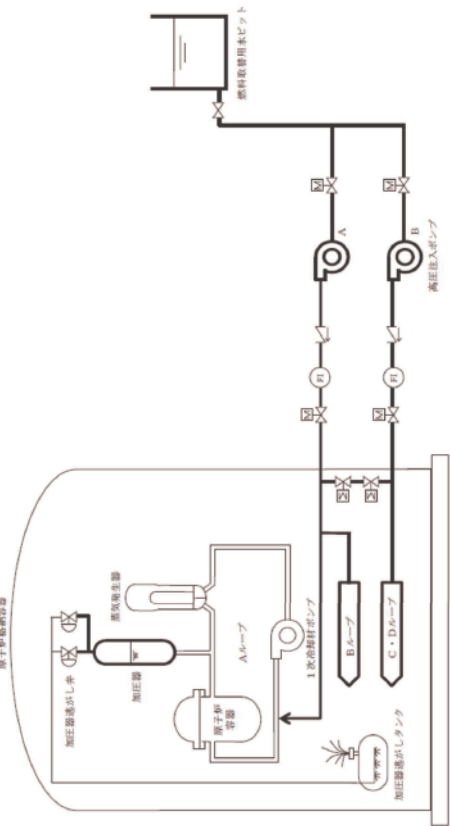
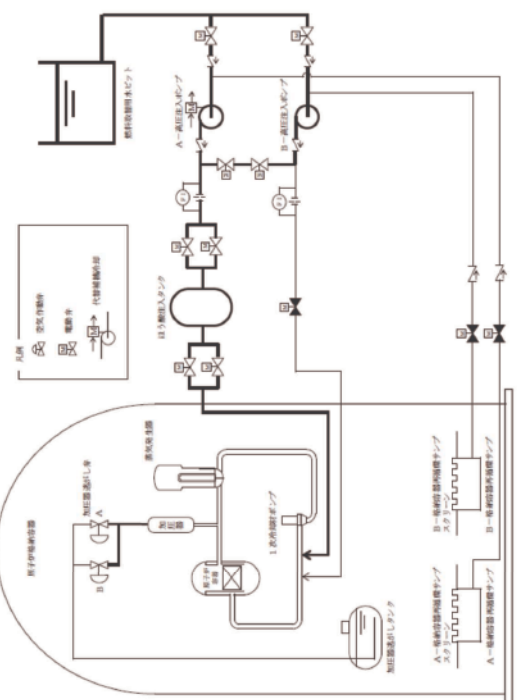
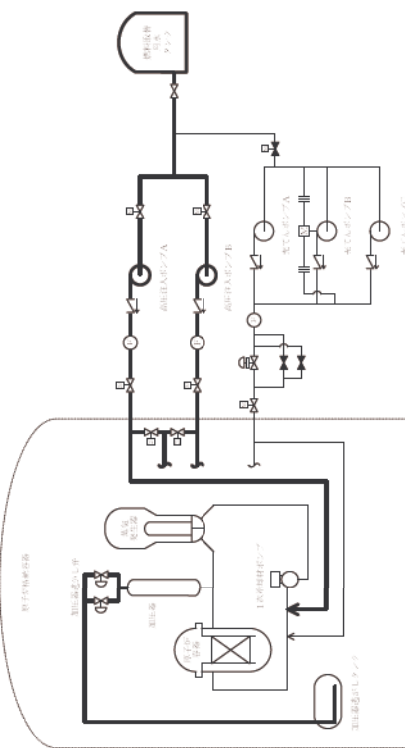
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>使用済燃料ピットへの注水に使用する送水車並びに使用済燃料ピットへのスプレイ又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水に使用する送水車及びスプレイヘッドは、他系統と独立した試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>スプレイヘッドは、使用済燃料ピット全面にスプレイ又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水できることの確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水に使用する系統（大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲）は、他系統と独立した試験系統により機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、分解が可能な設計とする。また、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。さらに、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>放水砲は、外観の確認が可能な設計とする。また、直線状及び噴霧状の放水ができることの確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型ホースは、外観及び漏えいの確認が可能な設計とする。</p>	<p>可搬型ホースは、外観及び漏えいの確認が可能な設計とする。</p>		<p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ピットへのスプレイに使用する可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルは、54条にて記載する。（伊方と同様） <p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による放水は、55条にて記載する。（伊方と同様）

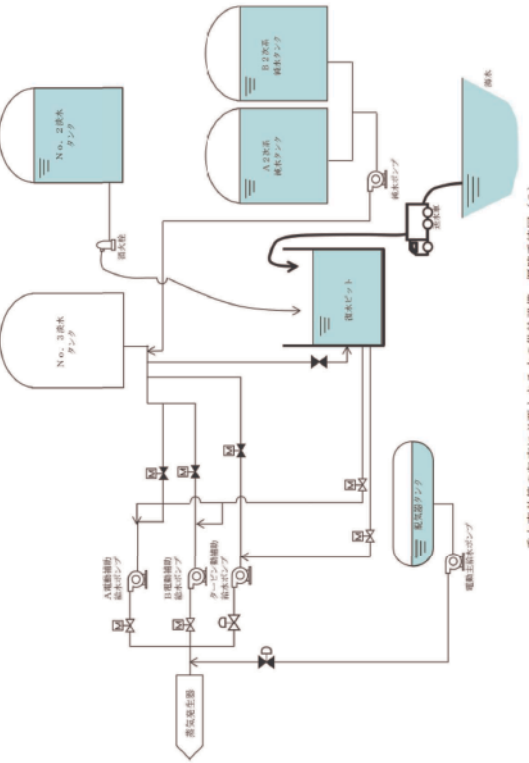
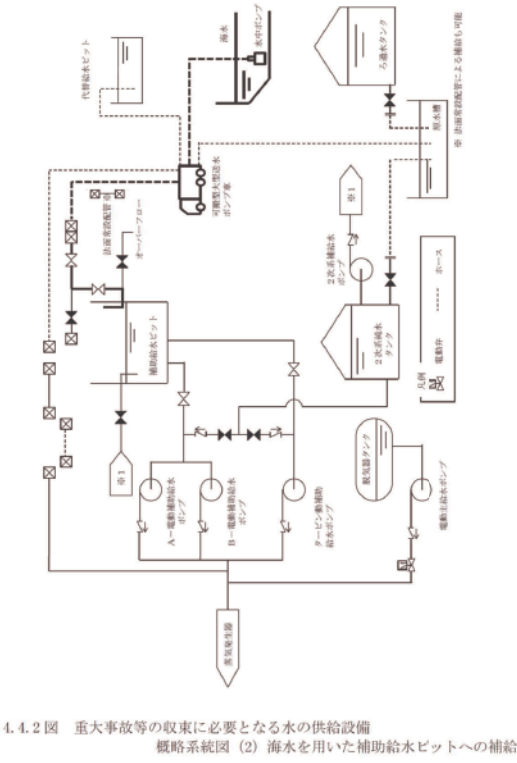
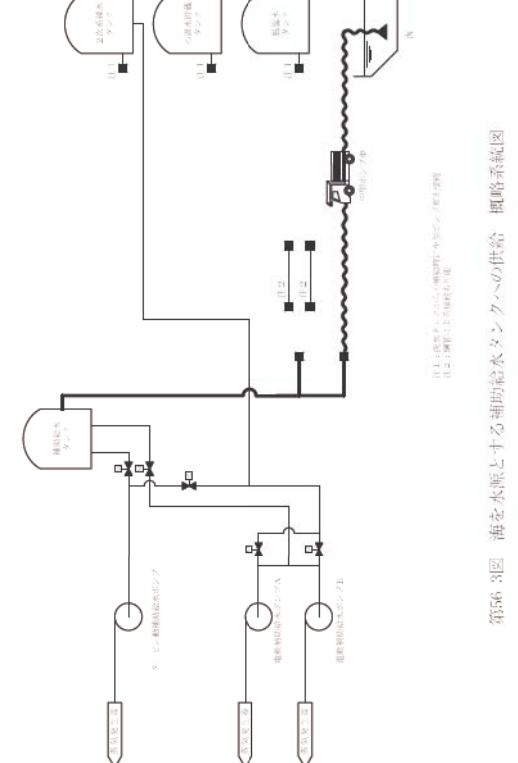
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p>  <p>重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図 (1)</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>第4.4.1図 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図 (1) 1次系のフィードアンドブリード</p>	<p>伊方発電所3号炉</p>  <p>第56-1図 1次冷却系統のフィードアンドブリード 概略系統図</p>	<p>差異理由</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3/4号炉にはほう酸注入タンクがない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
 <p>重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図(2)</p>	 <p>第4.4.2図 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図(2) 海水を用いた補助給水ピットへの補給</p>	 <p>第56-3図 海を水源とする補助給水タンクへの供給 概略系統図</p>	<p>差異理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図 (3)</p> <p>重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図 (4)</p>	<p>第4.4.3図 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図 (3) 燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの水源切替</p>	<p>第50図 代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水 概略系統図</p>	<p>差異理由</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯では、恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水/代替格納容器スプレイの系統図を描き分けているが、泊3号炉では1枚の系統図に注記を記載している

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図 (S)</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 該当なし </div>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 該当なし </div>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では、充てんポンプによる代替炉心注水は補助給水ピットを水源としな いため、本条の記載対象外。

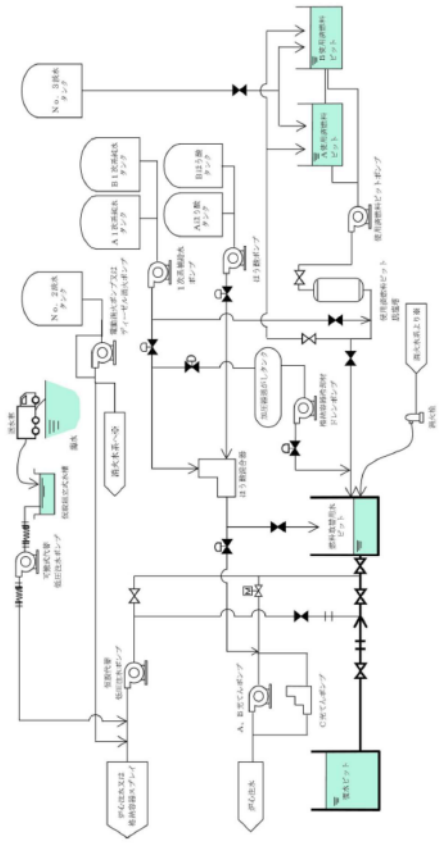
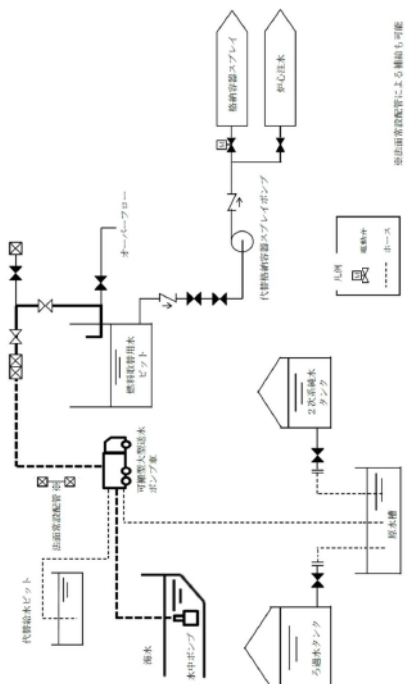
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
	<p>(47条にて記載)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>該当なし</p> </div>	<p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替炉心注水に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、47条にて記載する。(泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車を用いた代替格納容器スプレイは、多様性拡張設備である。(49条, 50条参照))

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
 <p>重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図(8)</p>	 <p>第4.4.4図 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図(4) 海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px;">該当なし</p>	<p>差異理由</p> <p>設計方針の相違【差異③】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は、復水ピットから燃料取替用水ピットへ補給する設計としているのに対し、泊3号炉は、燃料取替用水ピットへ可搬型大型送水ポンプ車により補給する設計としている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

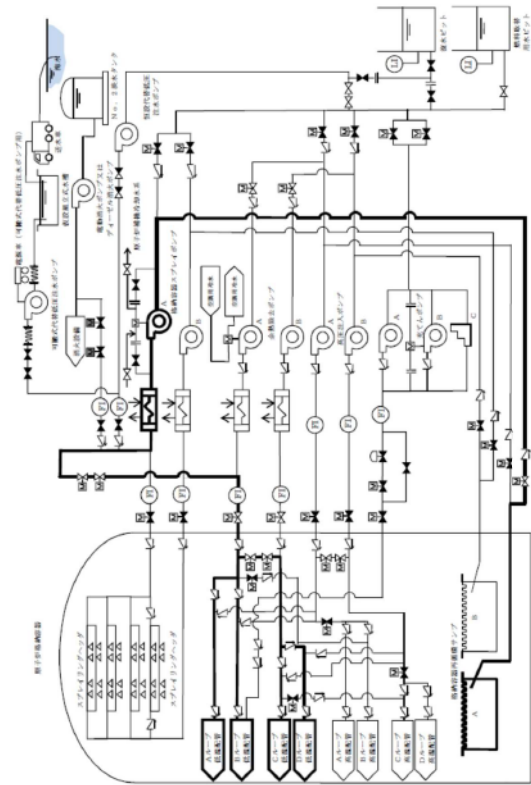
第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉

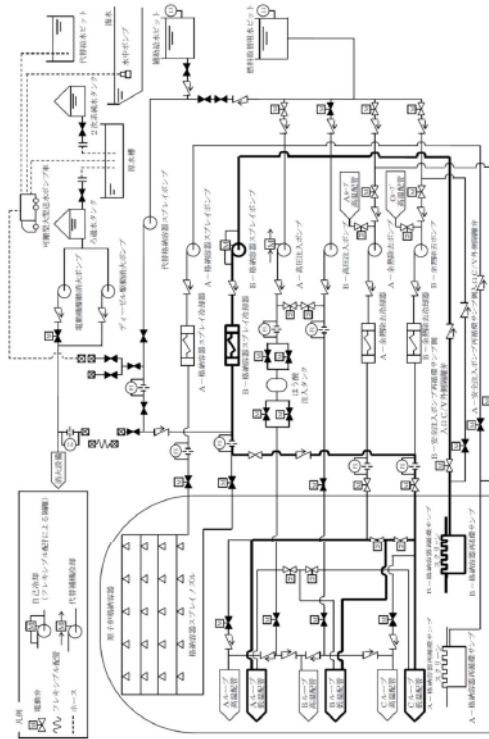
泊発電所3号炉

伊方発電所3号炉

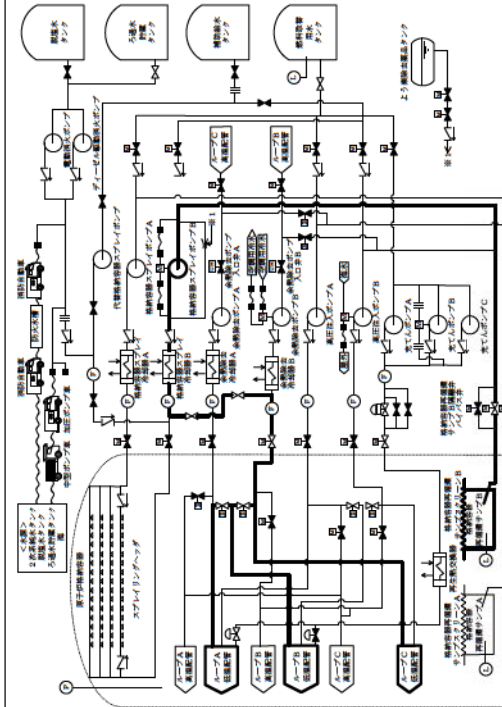
差異理由



重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図(10)



第4.4.5図 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図(5)
 B-格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)による
 代替再循環運転



第56-8図 格納容器スプレイポンプ(B)による代替再循環運転 概略系統図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

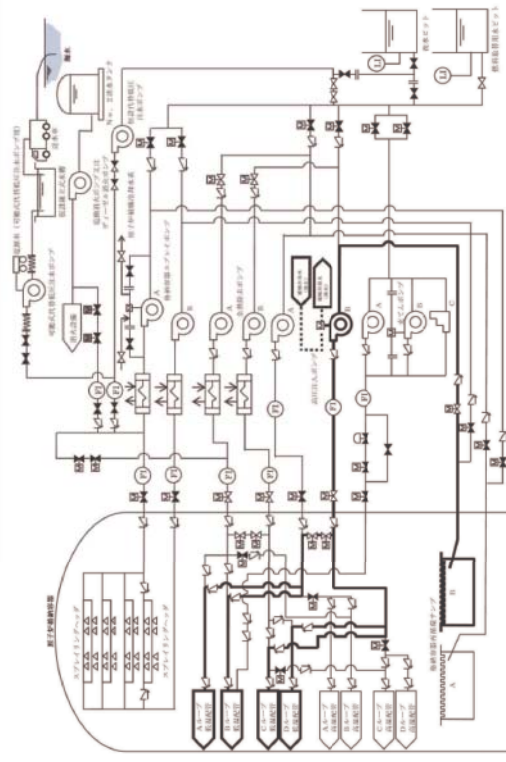
第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉

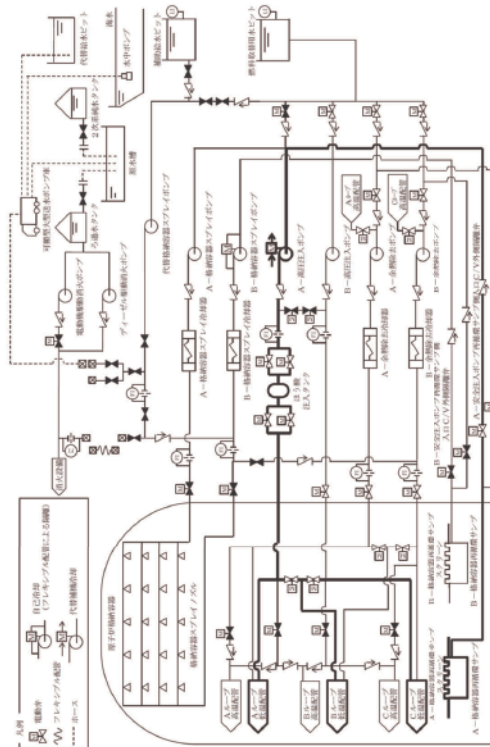
泊発電所3号炉

伊方発電所3号炉

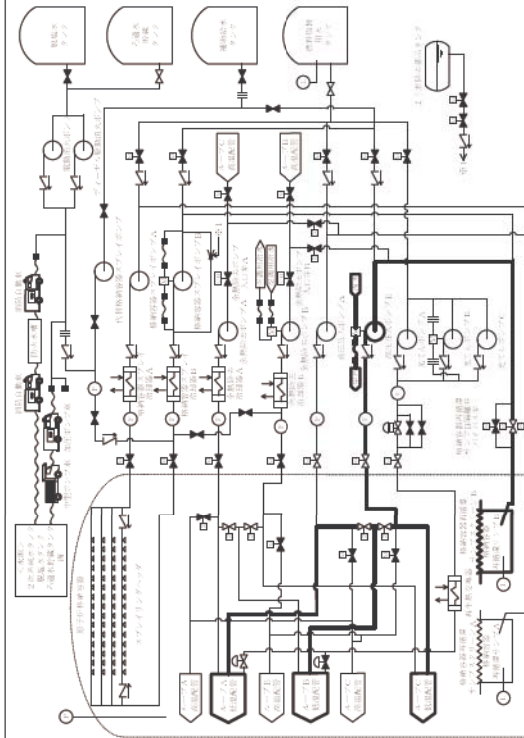
差異理由



重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図(11)



第4.4.6図 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図(6) A-高圧注入ポンプ(海水冷却)による代替循環運転



第56-9図 高圧注入ポンプ(D、海水冷却)による代替循環運転 概略系統図

設計方針の相違
 ・大飯3/4号炉にはほう酸注入タンクがない。

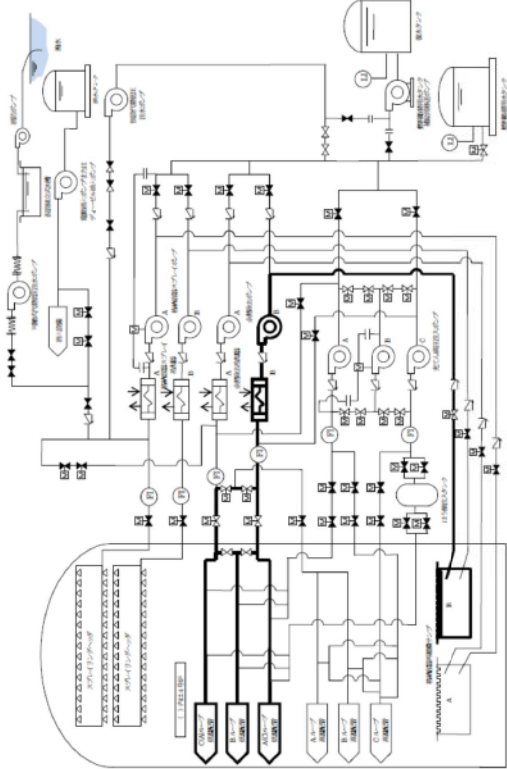
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
	<p>(48条にて記載)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; width: fit-content; margin: auto;"> <p>該当なし</p> </div>	<p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替補機冷却については、48条にて記載する。

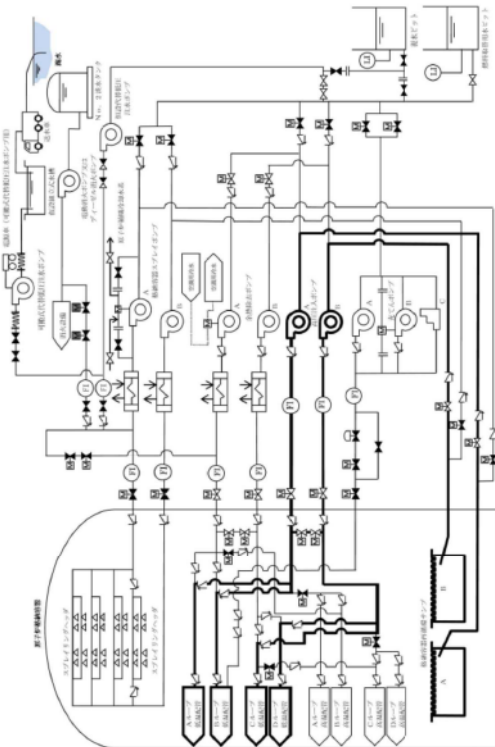
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>該当無し</p>	<p>該当無し</p>	<p style="text-align: center;">(高浜発電所3/4号炉)</p> 	<p>設計方針の相違（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> 高浜3,4号炉では余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧再循環運転の手順を整備しているが、泊3号炉では、A-高圧注入ポンプ（海水冷却）による代替再循環運転を整備しており、1次冷却材圧力が低圧でなくても原子炉への注水が可能であることから低圧代替再循環の手順は整備していない。（大飯と同様）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
 <p style="text-align: center;">重大事故等の収束に必要な水の供給設備 凝縮系配管 (9)</p>	<p>(47条にて記載)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; width: fit-content; margin: auto;"> <p>該当なし</p> </div>	<p>差異理由</p> <p>記載方針の相違【差異C】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は、高圧注入ポンプによる高圧再循環運転は、47条にて整理している。設置許可基準規則56条では、「原子炉格納容器を水源とする再循環設備は、代替再循環設備等により、多重性又は多様性を確保すること」となっていることから、基準規則の要求を満足する手段として、代替再循環運転を56条にて整理している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図（1/3）</p>	<p>(54条にて記載)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>該当なし</p> </div>	<p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピットへの注水及び使用済燃料ピットへのスプレイは、54条にて記載する。

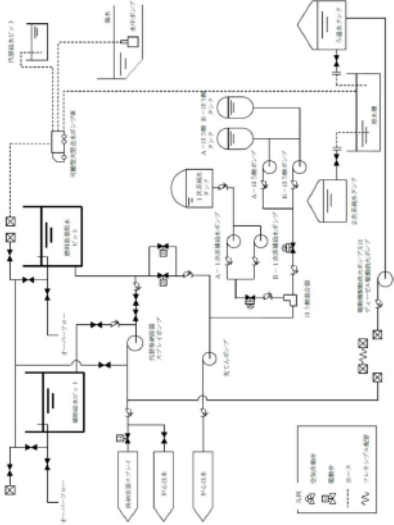
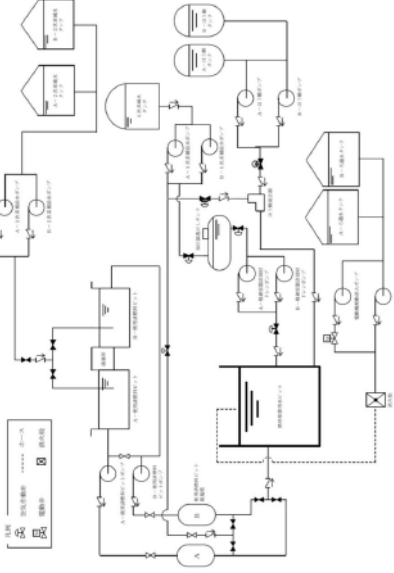
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図 (1.4)</p> <p>重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図 (1.5)</p>	<p>(55条にて記載)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>該当なし</p> </div>	<p>記載方針の相違【差異A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水及び原子炉格納容器及びアニュラス部への放水は、55条にて記載する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 20px;">該当無し</p>	 <p style="text-align: center;">第4.4.7図 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図(7) 代替淡水源</p>  <p style="text-align: center;">第4.4.8図 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図(8) 代替淡水源</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 20px;">該当なし</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替淡水源としての概略系統図を記載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

伊方発電所3号炉

差異理由

第1.13.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順
 (蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)のための代替手段及び復水ビットへの供給)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対称設備	対応手段	対応設備	設備分類*	整備する手順書	手順の分類
復水ビット(注水又は循環)	復水ビットからN ₀ 、3次水タンクへの水源切替 タービン駆動補助給水ポンプ	N ₀ 、3次水タンク 電動補助給水ポンプ ^{※1}	タービン駆動補助給水ポンプ	多様性評価設備	蒸気発生器2次側による炉心冷却のための水を確保する手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書
復水ビット(給水)	N ₀ 、2次水タンクから復水タンクへの供給 N ₀ 、3次水タンクからの供給	A、B2次水タンク A、B2次水タンクからの供給 減水ポンプ	A、B2次水タンク	多様性評価設備	N ₀ 、2次水タンクから復水タンクへの供給のための手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書 SA所達 ^{※1}
復水ビット(給水)	復水を用いた復水ビットへの供給	復水タンクからの供給 燃料取扱用復水ビット 1次冷却系のフュードアンドブリード ^{※2} 加圧蒸送 ^{※3} し水	燃料取扱用復水ビット 高圧注入ポンプ ^{※4} 加圧蒸送 ^{※3} し水	多様性評価設備	復水を用いた復水タンクからの供給のための手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書
復水ビット(給水)	N ₀ 、3次水タンクから復水タンクへの供給 N ₀ 、2次水タンクから復水タンクへの供給	N ₀ 、3次水タンク N ₀ 、2次水タンク	N ₀ 、3次水タンク N ₀ 、2次水タンク	多様性評価設備	復水を用いた復水タンクからの供給のための手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書
復水ビット(給水)	復水を用いた復水ビットへの供給	復水タンクからの供給 燃料取扱用復水ビット 1次冷却系のフュードアンドブリード ^{※2} 加圧蒸送 ^{※3} し水	燃料取扱用復水ビット 高圧注入ポンプ ^{※4} 加圧蒸送 ^{※3} し水	多様性評価設備	復水を用いた復水タンクからの供給のための手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書

※1：大飯発電所 重大事故等発生時における原子炉冷却の確保のための活動に関する手順
 ※2：プルーゼン発電機等により給電する。
 ※3：本機は「1.5.原子炉冷却回路(フュードアンドブリード)時に発電機用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。
 ※4：本機の燃料供給に使用する貯蔵用のものである。手順は「1.6.原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。
 ※5：重大事故等対策において用いる設備の分類
 a：当該表に適合する重大事故等対称設備 b：37条に適合する重大事故等対称設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対称設備

第1.13.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順
 (蒸気発生器2次側による炉心冷却のための代替手段及び補助給水ビットへの供給)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対称設備	対応手段	対応設備	設備分類*	整備する手順書	手順の分類
復水ビット(注水又は循環)	補助給水ビットから格納タンクへの水源切替 タービン駆動補助給水ポンプ	N ₀ 、3次水タンク 電動補助給水ポンプ ^{※1}	タービン駆動補助給水ポンプ	多様性評価設備	蒸気発生器2次側による炉心冷却のための水を確保する手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書
復水ビット(給水)	N ₀ 、2次水タンクから復水タンクへの供給 N ₀ 、3次水タンクからの供給	A、B2次水タンク A、B2次水タンクからの供給 減水ポンプ	A、B2次水タンク	多様性評価設備	N ₀ 、2次水タンクから復水タンクへの供給のための手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書 SA所達 ^{※1}
復水ビット(給水)	復水を用いた復水ビットへの供給	復水タンクからの供給 燃料取扱用復水ビット 1次冷却系のフュードアンドブリード ^{※2} 加圧蒸送 ^{※3} し水	燃料取扱用復水ビット 高圧注入ポンプ ^{※4} 加圧蒸送 ^{※3} し水	多様性評価設備	復水を用いた復水タンクからの供給のための手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書
復水ビット(給水)	N ₀ 、3次水タンクから復水タンクへの供給 N ₀ 、2次水タンクから復水タンクへの供給	N ₀ 、3次水タンク N ₀ 、2次水タンク	N ₀ 、3次水タンク N ₀ 、2次水タンク	多様性評価設備	復水を用いた復水タンクからの供給のための手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書
復水ビット(給水)	復水を用いた復水ビットへの供給	復水タンクからの供給 燃料取扱用復水ビット 1次冷却系のフュードアンドブリード ^{※2} 加圧蒸送 ^{※3} し水	燃料取扱用復水ビット 高圧注入ポンプ ^{※4} 加圧蒸送 ^{※3} し水	多様性評価設備	復水を用いた復水タンクからの供給のための手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書

※1：プルーゼン発電機等により給電する。
 ※2：本機は「1.5.原子炉冷却回路(フュードアンドブリード)時に発電機用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。
 ※3：本機への給電は、2次水タンク又は3次水タンクから給電することにより行う。
 ※4：3次水タンクから復水ポンプへの燃料供給に使用する。
 ※5：プルーゼン発電機燃料供給ポンプは、可変型タンクローリーによるプルーゼン発電機燃料供給からの燃料積み上げができない場合に使用する。
 ※6：重大事故対策において用いる設備の分類
 a：当該表に適合する重大事故等対称設備 b：37条に適合する重大事故等対称設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対称設備

該当なし

設計等の相違は、適合方針の比較にて差異理由を記載する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

伊方発電所3号炉

差異理由

第 1.13.3 表 重大事故等における対応手段と整備する手順
 (格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ビットへの供給)
 (1/2)

分類	機能喪失を想定する設計基準等対称取組	対応手段	対応設備	設備分類番号	整備する手順番号	手順の分類	
格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ビットへの供給	燃料取替用水ビットからの供給	燃料取替用水ビットからの供給	格納容器スプレイ	格納容器スプレイ	格納容器スプレイ	1	格納容器の健全性を確保する手順等
			代替用発電機 #2	代替用発電機 #2	代替用発電機 #2		
			ディーゼル発電機燃料供給設備 #2	ディーゼル発電機燃料供給設備 #2	ディーゼル発電機燃料供給設備 #2		
			可搬型タンクローリー #2	可搬型タンクローリー #2	可搬型タンクローリー #2		
			ディーゼル発電機燃料供給設備 #2	ディーゼル発電機燃料供給設備 #2	ディーゼル発電機燃料供給設備 #2		
			5号水タンク	5号水タンク	5号水タンク		
			電動機駆動給水ポンプ	電動機駆動給水ポンプ	電動機駆動給水ポンプ		
			ディーゼル駆動給水ポンプ	ディーゼル駆動給水ポンプ	ディーゼル駆動給水ポンプ		
			可搬型大型送水ポンプ車	可搬型大型送水ポンプ車	可搬型大型送水ポンプ車		
			代替用給水タンク	代替用給水タンク	代替用給水タンク		
可搬型大型送水ポンプ車	可搬型大型送水ポンプ車	可搬型大型送水ポンプ車					
原水槽 #4	原水槽 #4	原水槽 #4					
可搬型大型送水ポンプ車	可搬型大型送水ポンプ車	可搬型大型送水ポンプ車					
2号水タンク #4	2号水タンク #4	2号水タンク #4					
5号水タンク #4	5号水タンク #4	5号水タンク #4					

*1：ディーゼル発電機等により給電する。
 *2：代替用発電機からの給電手順及び燃料供給手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。
 *3：本欄は「1号炉」伊方発電所設計内容との相違がない場合は「1」にて整備する。
 *4：原水槽への供給は、2号水タンク又は5号水タンクから移送することにより行う。
 *5：ディーゼル発電機燃料供給設備は、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料供給設備からの供給がとれない場合に使用する。
 *6：重大事故対策において用いる設備の分類
 a：当該表に適合する重大事故等対称取組 b：対応に適合する重大事故等対称取組 c：自然的対策として整備する重大事故等対称取組

第 1.13.3 表 重大事故等における対応手段と整備する手順
 (格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ビットへの供給)
 (2/2)

分類	機能喪失を想定する設計基準等対称取組	対応手段	対応設備	設備分類番号	整備する手順番号	手順の分類	
格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ビットへの供給	燃料取替用水ビットからの供給	燃料取替用水ビットからの供給	1号水タンク	1号水タンク	1号水タンク	1	格納容器の健全性を確保する手順等
			2号水タンク及び3号水タンクからの燃料取替用水ビットへの供給	2号水タンク	2号水タンク		
			4号水タンク	4号水タンク	4号水タンク		
			5号水タンク	5号水タンク	5号水タンク		
			可搬型タンクローリー	可搬型タンクローリー	可搬型タンクローリー		
			ディーゼル発電機燃料供給設備	ディーゼル発電機燃料供給設備	ディーゼル発電機燃料供給設備		
			格納容器スプレイ	格納容器スプレイ	格納容器スプレイ		
			代替用給水タンク	代替用給水タンク	代替用給水タンク		
			可搬型大型送水ポンプ車	可搬型大型送水ポンプ車	可搬型大型送水ポンプ車		
			原水槽 #2	原水槽 #2	原水槽 #2		
可搬型大型送水ポンプ車	可搬型大型送水ポンプ車	可搬型大型送水ポンプ車					
2号水タンク #2	2号水タンク #2	2号水タンク #2					
5号水タンク #2	5号水タンク #2	5号水タンク #2					

*1：可搬型大型送水ポンプ車の燃料供給に使用する。
 *2：原水槽への供給は、2号水タンク又は5号水タンクから移送することにより行う。
 *3：本欄は「1号炉」伊方発電所設計内容との相違がない場合は「1」にて整備する。
 *4：原水槽への供給は、2号水タンク又は5号水タンクから移送することにより行う。
 *5：ディーゼル発電機燃料供給設備は、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料供給設備からの供給がとれない場合に使用する。
 *6：重大事故対策において用いる設備の分類
 a：当該表に適合する重大事故等対称取組 b：対応に適合する重大事故等対称取組 c：自然的対策として整備する重大事故等対称取組

該当なし

設計等の相違は、適合方針の比較にて差異理由を記載する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

伊方発電所3号炉

差異理由

第1.13.4表 重大事故等における対応手段と整備する手順
 (格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転)

分類	機組喪失を想定する設計基準事象対称設備	対応手段	対応設備	設備分類	整備する手順	手順の分類
格納容器再循環運転	冷却停止ポンプ 又は 冷却停止弁閉鎖	代替再循環運転	①-格納容器内循環キープ	重大事象	冷却停止設備の異常時に 対応する対応手順 1.冷却停止ポンプの異常時に 格納容器再循環の対応 手順	①-格納容器再循環キープ ②-格納容器内循環キープ ③-冷却停止ポンプの異常時に 格納容器再循環の対応 手順
			②-格納容器内循環キープ	重大事象		
			③-格納容器内循環キープ	重大事象		
			④-格納容器内循環キープ	重大事象		
全立減動力電源 又は 原子炉隔離弁閉鎖	代替再循環運転	A-格納容器内循環キープ	重大事象	冷却停止設備の異常時に 対応する対応手順 1.冷却停止ポンプの異常時に 格納容器再循環の対応 手順	①-格納容器再循環キープ ②-格納容器内循環キープ ③-冷却停止ポンプの異常時に 格納容器再循環の対応 手順	
		A-格納容器内循環キープ	重大事象			
		A-高圧注入ポンプ(海水供給) #3	重大事象			
		代替再循環運転 #2	重大事象			

*1: ディーゼル発電機等により結露する。
 *2: 2号炉再循環ポンプからの送水停止及び燃料補給手順については、「1.1」電源の確保に関する手順等にて整備する。
 *3: 1号炉再循環ポンプの運転に「1.4」原子炉隔離弁閉鎖時の再循環運転に必要とする手順等にて整備する。
 *4: 可搬型大型送水ポンプ等の燃料補給に使用する。
 *5: ディーゼル発電機燃料供給設備は、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料供給からの燃料供給およびできない場合に使用する。
 *6: 重大事故収束において用いる設備の分類
 a: 当該表に適合する重大事故等対称設備 b: 27条に適合する重大事故等対称設備 c: 自主的対策として整備する重大事故等対称設備

該当なし

設計等の相違は、適合方針の比較にて差異理由を記載する。

第1.13.4表 重大事故等における対応手段と整備する手順
 (使用済燃料ピットへの水の供給)

第1.13.5表 重大事故等における対応手段と整備する手順
 (使用済燃料ピットへの水の供給)

分類	機組喪失を想定する設計基準事象対称設備	対応手段	対応設備	設備分類	整備する手順	手順の分類
燃料貯蔵用水ピット (枯水又は噴霧)	燃料貯蔵用水ピット (枯水又は噴霧)	ポンプ車による N0.3送水タンクから 使用済燃料ピットへの注水	N0.3送水タンクから 使用済燃料ピットへの注水	5人用機	使用済燃料ピットへの注水 の注水手順 N0.2送水タンクから 使用済燃料ピットへの注水 (燃料供給) N0.2送水タンクから 使用済燃料ピットへの注水 (燃料供給) ポンプ車による N0.3送水タンクから 使用済燃料ピットへの注水 手順	①-燃料貯蔵用水供給 ②-燃料貯蔵用水供給 ③-燃料貯蔵用水供給 ④-燃料貯蔵用水供給
			N0.2送水タンクから 使用済燃料ピットへの注水			
			N0.2送水タンクから 使用済燃料ピットへの注水			
			N0.2送水タンクから 使用済燃料ピットへの注水			
			N0.2送水タンクから 使用済燃料ピットへの注水			
			N0.2送水タンクから 使用済燃料ピットへの注水			

①: 1号炉再循環 重大事故等発生時に格納容器内循環の確保のための活動に関する手順
 ②: ディーゼル発電機等により結露する。
 ③: 手順1「1.11使用済燃料貯蔵設備の冷却等のための手順等」にて整備する。
 ④: 送水車の燃料補給に使用する設備が異なる。手順1「1.6原子炉隔離設備内の冷却等のための手順等」にて整備する。
 ⑤: 重大事故収束において用いる設備の分類
 a: 当該表に適合する重大事故等対称設備 b: 27条に適合する重大事故等対称設備 c: 自主的対策として整備する重大事故等対称設備

分類	機組喪失を想定する設計基準事象対称設備	対応手段	対応設備	設備分類	整備する手順	手順の分類
燃料貯蔵用水ピット (枯水又は噴霧)	燃料貯蔵用水ピット (枯水又は噴霧)	ポンプ車による N0.3送水タンクから 使用済燃料ピットへの注水	2号炉給水タンクから 使用済燃料ピットへの注水 #2	5人用機	使用済燃料ピットへの注水 の注水手順 N0.2送水タンクから 使用済燃料ピットへの注水 (燃料供給) N0.2送水タンクから 使用済燃料ピットへの注水 (燃料供給) ポンプ車による N0.3送水タンクから 使用済燃料ピットへの注水 手順	①-燃料貯蔵用水供給 ②-燃料貯蔵用水供給 ③-燃料貯蔵用水供給 ④-燃料貯蔵用水供給
			2号炉給水タンク			
			2号炉給水ポンプ			
			1号炉給水タンクから 使用済燃料ピットへの注水 #2			
			1号炉給水タンク			
			1号炉給水ポンプ			

*1: 1号炉再循環 重大事故等発生時に格納容器内循環に使用する。
 *2: 手順1「1.11 使用済燃料貯蔵設備の冷却等のための手順等」にて整備する。
 *3: 原子炉再循環は、2号炉給水タンク又は3号炉給水タンクから補給することにより行う。
 *4: ディーゼル発電機燃料供給設備は、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料供給からの燃料供給およびできない場合に使用する。
 *5: 重大事故収束において用いる設備の分類
 a: 当該表に適合する重大事故等対称設備 b: 27条に適合する重大事故等対称設備 c: 自主的対策として整備する重大事故等対称設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

伊方発電所3号炉

差異理由

第1.13.5表 重大事故等における対応手段と整備する手順
 (使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピット又は原子炉周辺区域(貯蔵槽内燃料体系等)へのスプレイ及び放水)

分類	機軸喪失を想定する設計基準事故等対称設備	対応手段	対応設備	設備分類*	整備する手順等	手順の分類
設計基準事故等対称設備	—	送水車を用いた使用済燃料ピット又は原子炉周辺区域(貯蔵槽内燃料体系等)へのスプレイSPS	送水車	a	送水車を用いた使用済燃料ピットへのスプレイのための手順	SA所定*
			スプレイヘッド			
設計基準事故等対称設備	—	大容量ポンプ(放水用)及び放水車	大容量ポンプ(放水用)	b	原子炉周辺区域への放水車・シールドファンによる原子炉周辺区域(貯蔵槽内燃料体系等)への放水SPS	SA所定*
			放水車			
			燃料油貯蔵タンク*			
			重油タンク*			
設計基準事故等対称設備	—	—	タンクローリー*	c	—	SA所定*
			—			

*1：大飯発電所内 重大事故等発生時ににおける原子炉周辺区域の収束のための活動に用いる手順
 *2：手順は「1.12 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。
 *3：手順は「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。
 *4：大容量ポンプの燃料供給に使用する。手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却のための手順等」にて整備する。
 *5：送水車の燃料供給に使用する貯蔵用のものである。手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却のための手順等」にて整備する。
 *6：重大事故等対策において用いる設備の分類
 a：当該表文に適合する重大事故等対称設備 b：37条に適合する重大事故等対称設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対称設備

第1.13.6表 重大事故等における対応手段と整備する手順
 (使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイ及び燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体系等)への放水)

分類	機軸喪失を想定する設計基準事故等対称設備	対応手段	対応設備	設備分類*	整備する手順等	手順の分類
設計基準事故等対称設備	—	可搬型大容量高圧送水ポンプ表	可搬型大容量高圧送水ポンプ表	a	貯蔵槽内燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体系等)への放水	SA所定*
			燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体系等)への放水			
設計基準事故等対称設備	—	可搬型大容量高圧送水ポンプ表	可搬型大容量高圧送水ポンプ表	b	貯蔵槽内燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体系等)への放水	SA所定*
			燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体系等)への放水			
設計基準事故等対称設備	—	可搬型大容量高圧送水ポンプ表	可搬型大容量高圧送水ポンプ表	c	貯蔵槽内燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体系等)への放水	SA所定*
			燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体系等)への放水			

*1：可搬型大容量高圧送水ポンプ表の燃料供給に使用する。燃料供給の手順は「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。
 *2：可搬型大容量高圧送水ポンプ表の燃料供給に使用する。燃料供給の手順は「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。
 *3：手順は「1.12 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。
 *4：本表欄への補綴は、2次系統タンク又は3次系統タンクから移送するものと見做す。
 *5：手順は「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。
 *6：ゾーンセル内高電圧燃料取扱棟ポンプは、可搬型タンクローリーによるゾーンセル内高電圧燃料取扱棟からの燃料汲み上げができない場合に使用する。
 *7：重大事故等対策において用いる設備の分類
 a：当該表文に適合する重大事故等対称設備 b：37条に適合する重大事故等対称設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対称設備

第1.13.7表 重大事故等における対応手段と整備する手順
 (原子炉格納容器及びリアニュラス部への放水)

分類	機軸喪失を想定する設計基準事故等対称設備	対応手段	対応設備	設備分類*	整備する手順等	手順の分類
設計基準事故等対称設備	—	可搬型大容量高圧送水ポンプ表	可搬型大容量高圧送水ポンプ表	a	原子炉格納容器及びリアニュラス部への放水	SA所定*
			燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体系等)への放水			
設計基準事故等対称設備	—	可搬型大容量高圧送水ポンプ表	可搬型大容量高圧送水ポンプ表	b	原子炉格納容器及びリアニュラス部への放水	SA所定*
			燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体系等)への放水			
設計基準事故等対称設備	—	可搬型大容量高圧送水ポンプ表	可搬型大容量高圧送水ポンプ表	c	原子炉格納容器及びリアニュラス部への放水	SA所定*
			燃料取扱棟(貯蔵槽内燃料体系等)への放水			

*1：可搬型大容量高圧送水ポンプ表の燃料供給に使用する。燃料供給の手順は「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。
 *2：手順は「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。
 *3：ゾーンセル内高電圧燃料取扱棟ポンプは、可搬型タンクローリーによるゾーンセル内高電圧燃料取扱棟からの燃料汲み上げができない場合に使用する。
 *4：重大事故等対策において用いる設備の分類
 a：当該表文に適合する重大事故等対称設備 b：37条に適合する重大事故等対称設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対称設備

第1.13.6表 重大事故等における対応手段と整備する手順
 (格納容器及びリアニュラス部への放水)

分類	機軸喪失を想定する設計基準事故等対称設備	対応手段	対応設備	設備分類*	整備する手順等	手順の分類
設計基準事故等対称設備	—	大容量ポンプ(放水用)及び放水車	大容量ポンプ(放水用)	a	原子炉格納容器及びリアニュラス部への放水	SA所定*
			放水車			
設計基準事故等対称設備	—	大容量ポンプ(放水用)及び放水車	燃料油貯蔵タンク*	b	原子炉格納容器及びリアニュラス部への放水	SA所定*
			重油タンク*			
設計基準事故等対称設備	—	—	タンクローリー*	c	—	SA所定*
			—			

*1：大飯発電所内 重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の収束のための活動に用いる手順
 *2：手順は「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。
 *3：大容量ポンプの燃料供給に使用する。手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却のための手順等」にて整備する。
 *4：重大事故等対策において用いる設備の分類
 a：当該表文に適合する重大事故等対称設備 b：37条に適合する重大事故等対称設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対称設備

該当なし

設計等の相違は、適合方針の比較にて差異理由を記載する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>表 2. 13-1 常設重大事故等対処設備仕様</p> <p>(1) 燃料取替用水ピット</p> <p>(3号炉)</p> <p>型式 ライニング槽（取水部掘込み付き）</p> <p>基数 1</p> <p>容量 約 2,900m³</p> <p>最高使用圧力 大気圧</p> <p>最高使用温度 95℃</p> <p>ほう素濃度 2,800ppm 以上</p> <p>ライニング材料 ステンレス鋼</p> <p>設置高さ E.L.+18.5m</p> <p>距離 約 50m（炉心より）</p> <p>(4号炉)</p> <p>型式 ライニング槽（取水部掘込み付き）</p> <p>基数 1</p> <p>容量 約 2,100m³</p> <p>最高使用圧力 大気圧</p> <p>最高使用温度 95℃</p> <p>ほう素濃度 2,800ppm 以上</p> <p>ライニング材料 ステンレス鋼</p> <p>設置高さ E.L.+18.5m</p> <p>距離 約 50m（炉心より）</p>	<p>第 4.4.1 表 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備（常設）の主要仕様</p> <p>(1) 燃料取替用水ピット</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却設備 ・原子炉格納容器スプレイ設備 ・火災防護設備 ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ・原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 <p>型式 ライニング槽（取水部掘込み付き）</p> <p>基数 1</p> <p>容量 約 2,000m³</p> <p>最高使用圧力 大気圧</p> <p>最高使用温度 95℃</p> <p>ほう素濃度 3,000ppm 以上</p> <p>（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料が装荷されるまでのサイクル）</p> <p>3,200ppm 以上</p> <p>（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料が装荷されたサイクル以降）</p> <p>ライニング材料 ステンレス鋼</p> <p>位置 原子炉建屋 T.P. 24.8m</p>	<p>伊方発電所3号炉</p>	<p>差異理由</p> <p>General</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉と大飯3/4号炉で、各設備の詳細仕様の相違はあるが、設計方針は同一であり、相違箇所を識別していない。 <p>記載方針の相違</p> <p>泊3号炉の燃料取替用水ピット（補助給水ピット）は、原子炉建屋内に設置しており、補給のための接続口を複数箇所設けているため、炉心からの距離ではなく、設置している「位置」を記載する。（伊方と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>(2) 高圧注入ポンプ</p> <p>型式 うず巻式 台数 2 (代替再循環運転時B号機使用) 容量 約 320 m³/h (1 台当たり) (安全注入時及び再循環運転時) 最高使用圧力 16.7MPa[gage] 最高使用温度 150℃ 揚程 約 960m (安全注入時及び再循環運転時) 本体材料 ステンレス鋼</p> <p>(3) 加圧器逃がし弁</p> <p>型式 空気作動式 個数 2 最高使用圧力 17.16MPa[gage] 最高使用温度 360℃ 材料 ステンレス鋼</p>	<p>(2) 高圧注入ポンプ</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用炉心冷却設備 ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 ・重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>型式 うず巻形 台数 1 (代替再循環運転時A号機使用) 容量 約 280m³/h 最高使用圧力 16.7MPa[gage] 最高使用温度 150℃ 揚程 約 950m 本体材料 炭素鋼</p> <p>(3) 加圧器逃がし弁</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・1次冷却設備 (通常運転時等) ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>型式 空気作動式 個数 2 最高使用圧力 17.16MPa[gage] 約 18.6MPa[gage] (重大事故等時における使用時の値) 最高使用温度 360℃ 吹出容量 約 95t/h (1 個当たり) 材料 ステンレス鋼</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>(4) 復水ピット</p> <p>型式 炭素鋼内張りブール形 基数 1 容量 約 1,200m³ ライニング材料 炭素鋼 設置高さ E.L. +26.0m 距離 約 50m (炉心より)</p>	<p>(4) ほう酸注入タンク</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用炉心冷却設備 ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>基数 1 容量 約 6.0m³ ほう素濃度 21,000ppm 以上</p> <p>(5) 補助給水ピット</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・給水設備 ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 ・原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ・原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>型式 ライニング槽（取水部掘込付き） 基数 1 容量 約 660m³ ライニング材料 ステンレス鋼 位置 原子炉建屋 T.P. 24.8m</p>		<p>設計方針の相違</p> <p>・大飯3/4号炉にはほう酸注入タンクがない。</p> <p>記載方針の相違</p> <p>泊3号炉の燃料取替用水ピット（補助給水ピット）は、原子炉建屋内に設置しており、補給のための接続口を複数箇所設けているため、炉心からの距離ではなく、設置している「位置」を記載する。（伊方と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>(5) 恒設代替低圧注水ポンプ</p> <p>型式 うず巻式 台数 1 容量 約150m³/h 揚程 約150m 本体材料 ステンレス鋼</p> <p>(6) 充てんポンプ</p> <p>a. うず巻式充てんポンプ（A及びB充てんポンプ）</p> <p>型式 うず巻式 台数 2 容量 約45 m³/h（1台当たり） 最高使用圧力 20.0MPa [gage] 最高使用温度 95℃ 揚程 約1,770m 本体材料 ステンレス鋼</p> <p>b. 往復動式充てんポンプ（C充てんポンプ）</p> <p>型式 往復動式 台数 1 容量 約14 m³/h 最高使用圧力 20.0MPa [gage] 最高使用温度 95℃ 吐出圧力 17.4MPa [gage] 本体材料 ステンレス鋼</p> <p>(7) 再生熱交換器</p> <p>型式 横置3胴U字管式 基数 1 伝熱容量 約5.2MW 最高使用圧力 管側 20.0MPa [gage] 胴側 17.16MPa [gage] 最高使用温度 管側 343℃ 胴側 343℃ 材料 管側 ステンレス鋼 胴側 ステンレス鋼</p>	<p>(6) 代替格納容器スプレイポンプ</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ・原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・重大事故等の収束に必要な水の供給設備 <p>型式 うず巻形 台数 1 容量 約150m³/h 揚程 約300m 材料 ステンレス鋼</p>		<p>設計方針の相違</p> <p>・泊3号炉では、充てんポンプによる代替炉心注水に補助給水ピットを水源としないため、充てんポンプは本条の記載対象外。</p> <p>設計方針の相違</p> <p>・泊3号炉では、再生熱交換器は、充てんポンプによる代替炉心注水時には流路となるが、充てんポンプによる代替炉心注水は補助給水ピットを水源としないため、本条の記載対象外。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>(8) 格納容器スプレイポンプ</p> <p>型式 うず巻式</p> <p>台数 1 (代替再循環運転時A号機使用)</p> <p>容量 約 1,200m³/h (再循環運転時)</p> <p>最高使用圧力 2.7MPa[gage]</p> <p>最高使用温度 150℃</p> <p>揚程 約 175m (再循環運転時)</p> <p>本体材料 ステンレス鋼</p>	<p>(7) 格納容器スプレイポンプ</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器スプレイ設備 ・火災防護設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ・原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・重大事故等の収束に必要な水の供給設備 <p>型 式 うず巻形</p> <p>台 数 1 (代替再循環運転時B号機使用)</p> <p>容 量 約 940m³/h</p> <p>最高使用圧力 2.7 MPa[gage]</p> <p>最高使用温度 150℃</p> <p>揚 程 約 170m</p> <p>本 体 材 料 ステンレス鋼</p>		
<p>(9) 格納容器スプレイ冷却器</p> <p>型 式 横置U字管式</p> <p>基 数 1 (代替再循環運転時A号機使用)</p> <p>伝 熱 容 量 約 23MW</p> <p>最高使用圧力</p> <p> 管側 2.7MPa[gage]</p> <p> 胴側 1.4MPa[gage]</p> <p>最高使用温度</p> <p> 管側 150℃</p> <p> 胴側 95℃</p> <p>材 料</p> <p> 管側 ステンレス鋼</p> <p> 胴側 炭素鋼</p>	<p>(8) 格納容器スプレイ冷却器</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器スプレイ設備 ・火災防護設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ・原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・重大事故等の収束に必要な水の供給設備 <p>型 式 横置U字管式</p> <p>基 数 1 (代替再循環運転時B号機使用)</p> <p>伝 熱 容 量 約 1.5×104kW</p> <p>最高使用圧力</p> <p> 管側 2.7 MPa[gage]</p> <p> 胴側 1.4 MPa[gage]</p> <p>最高使用温度</p> <p> 管側 150℃</p> <p> 胴側 95℃</p> <p>材 料</p> <p> 管側 ステンレス鋼</p> <p> 胴側 炭素鋼</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>(10) 格納容器再循環サンプ</p> <p>型式 プール形 基数 2 材料 鉄筋コンクリート</p> <p>(11) 格納容器再循環サンプスクリーン</p> <p>型式 ディスク型 個数 2 容量 約 2,540m³/h (1 個当たり) 最高使用温度 144℃ 材料 ステンレス鋼</p>	<p>(9) 格納容器再循環サンプ</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用炉心冷却設備 ・原子炉格納容器スプレイ設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ・重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>型式 プール形 基数 2 材料 鉄筋コンクリート</p> <p>(10) 格納容器再循環サンプスクリーン</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・非常用炉心冷却設備 ・原子炉格納容器スプレイ設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ・重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>型式 ディスク型 基数 2 容量 約 2,072m³/h (1 基当たり) 最高使用温度 132℃ 約 141℃ (重大事故等時における使用時の値) 材料 ステンレス鋼</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>(12) 海水ストレーナ</p> <p>型式 たて置円筒形</p> <p>基数 2 (代替補機冷却時A, B号機使用)</p> <p>最高使用圧力 1.2MPa[gage]</p> <p>最高使用温度 50℃</p> <p>材料 炭素鋼</p> <p>(13) 原子炉補機冷却水冷却器</p> <p>型式 横置直管式</p> <p>基数 1 (代替補機冷却時B号機使用)</p> <p>伝熱容量 約19.2MW</p> <p>最高使用温度</p> <p>管側 50℃</p> <p>胴側 95℃</p> <p>最高使用圧力</p> <p>管側 0.7MPa[gage]</p> <p>胴側 1.4MPa[gage]</p> <p>材料</p> <p>管側 アルミプラス</p> <p>胴側 炭素鋼</p>			<p>設計方針の相違</p> <p>・泊3号炉では、可搬型大型送水ポンプ車を使用した代替補機冷却において、SWSを経由せず、直接CCWSに供給するため、海水ストレーナ、原子炉補機冷却水冷却器は流路とならない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊発電所3号炉	差異理由
<p>表 2.13-2 可搬型重大事故等対処設備仕様</p> <p>(1) 送水車</p> <p>型式 高圧2段バランスタービンポンプ 台数 2（3号及び4号炉共用の予備1） 容量 約300m³/h（1台当たり） 吐出圧力 約1.3MPa[gage]</p> <p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプ 型式 うず巻式 台数 2（3号及び4号炉共用の予備1） 容量 約150m³/h（1台当たり） 揚程 約150m</p> <p>(3) 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 台数 2（3号及び4号炉共用の予備1） 容量 約610kVA（1台当たり）</p> <p>(4) 仮設組立式水槽 型式 組立式水槽 基数 2（3号及び4号炉共用の予備1） 容量 約12m³（1基当たり） 最高使用圧力 大気圧 最高使用温度 40℃</p> <p>(5) 大容量ポンプ（3号及び4号炉共用） 型式 うず巻式 台数 2※1（予備1※1） 容量 約1,800m³/h（1台当たり） 吐出圧力 約1.2MPa[gage] ※1 1台で3号炉及び4号炉の同時使用が可能</p>	<p>第 4.4.2 表 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備（可搬型）の主要仕様</p> <p>(1) 可搬型大型送水ポンプ車 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 ・原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 ・重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備</p> <p>型式 うず巻形 台数 4（予備2） 容量 約300m³/h（1台当たり） 吐出圧力 約1.3MPa[gage]</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	伊方発電所3号炉	差異理由
<p>(6) スプレイヘッド</p> <p>個 数 2 (3号及び4号炉共用の予備2)</p> <p>(7) 大容量ポンプ (放水砲用) (3号及び4号炉共用)</p> <p>型 式 うず巻式</p> <p>台 数 2 (予備1※1)</p> <p>容 量 約1,320m³/h (1台当たり)</p> <p>吐 出 圧 力 約1.2MPa[gage]</p> <p>※1 原子炉補機冷却系統施設の大容量ポンプを予備として兼用</p> <p>(8) 放水砲 (3号及び4号炉共用)</p> <p>型 式 移動式ノズル</p> <p>台 数 2 (予備1)</p>	<p>(2) 可搬型スプレイノズル</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 ・重大事故等の収束に必要な水の供給設備 <p>台 数 2 (予備2)</p> <p>(3) 可搬型大容量海水送水ポンプ車</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 ・重大事故等の収束に必要な水の供給設備 <p>型 式 うず巻形</p> <p>台 数 1 (予備1) ※1</p> <p>容 量 約1,440m³/h (1台当たり)</p> <p>約1,800m³/h (1台当たり)</p> <p>吐 出 圧 力 約1.2MPa[gage]</p> <p>※1 容量約1,440m³/hの可搬型大容量海水送水ポンプ車と容量約1,800m³/hの可搬型大容量海水送水ポンプ車を合わせて台数は1台 (予備1台) とする。</p> <p>(4) 放水砲</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 ・重大事故等の収束に必要な水の供給設備 <p>型 式 移動式ノズル</p> <p>台 数 1 (予備1)</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備（添付資料）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>2.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備【56条】</p> <p><添付資料 目次></p> <p>2.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>2.13.1 設置許可基準規則第56条への適合方針</p> <p>(1) 重大事故等の収束に必要な水源の確保（設置許可基準規則解釈の第1項 a), b))</p> <p>(2) 水の供給設備の整備（設置許可基準規則解釈の第1項 a), c), d), e))</p> <p>(3) 代替再循環運転(設置許可基準規則解釈の解釈の第1項 a), f))</p> <p>(4) 技術的能力審査基準への適合のための手順等の整備</p> <p>(5) 多様性拡張設備の整備</p> <p>2.13.2 重大事故等対処設備</p> <p>2.13.2.1 重大事故等の収束に必要な水源</p> <p>2.13.2.1.1 1次系のフィードアンドブリード</p> <p>2.13.2.1.1.1 設備概要</p> <p>2.13.2.1.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 燃料取替用水ピット</p> <p>2.13.2.1.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.13.2.1.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.13.2.1.1.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.13.2.1.2 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替</p> <p>2.13.2.1.2.1 設備概要</p> <p>2.13.2.1.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 補助給水ピット</p> <p>2.13.2.1.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.13.2.1.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p>	<p>3.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備【56条】</p> <p><添付資料 目次></p> <p>3.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>3.13.1 設置許可基準規則第56条への適合方針</p> <p>(1) 重大事故等の収束に必要な水源の確保（設置許可基準規則解釈の第1項 a), b), c))</p> <p>(2) 水の供給設備の整備（設置許可基準規則解釈の第1項 a), c), d), e))</p> <p>(3) 自主対策設備の整備</p> <p>(i) 淡水タンク(ろ過水タンク、純水タンク及び原水タンク)を利用した水の供給設備の整備</p> <p>(i) 耐震性防火水槽を利用した水の供給設備の整備</p> <p>3.13.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.13.2.1 重大事故等の収束に必要な水源</p> <p>3.13.2.1.1 設備概要</p> <p>3.13.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>3.13.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.13.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項第一号)</p> <p>(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項第二号)</p> <p>(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第43条第1項第三号)</p> <p>(4) 切替えの容易性(設置許可基準規則第43条第1項第四号)</p> <p>(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項第五号)</p> <p>(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項第六号)</p> <p>3.13.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第2項第一号)</p> <p>(2) 共用の禁止(設置許可基準規則第43条第2項第二号)</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項第三号)</p>	<p>最新知見の反映</p> <p>・本文の基準適合性に係る説明性向上のため、女川まとめ資料と同様に「添付資料」を追加した。(炉型の違いにより対応手段が異なるため、目次のみ記載した)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.13.2.1.2.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.13.2.2 水の供給設備</p> <p>2.13.2.2.1 海水を用いた補助給水ピットへの補給</p> <p>2.13.2.2.1.1 設備概要</p> <p>2.13.2.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型大型送水ポンプ車</p> <p>2.13.2.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.13.2.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.13.2.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>2.13.2.2.2 燃料取替用水ピットから海への水源切替</p> <p>2.13.2.2.2.1 設備概要</p> <p>2.13.2.2.3 海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>2.13.2.2.3.1 設備概要</p> <p>2.13.2.2.3.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型大型送水ポンプ車</p> <p>2.13.2.2.3.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.13.2.2.3.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p>	<p>3.13.2.2 水の供給設備</p> <p>3.13.2.2.1 設備概要</p> <p>3.13.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p>3.13.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.13.2.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.13.2.2.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.13.2.2.3.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>2.13.2.2.4 海水を用いた使用済燃料ピットへの注水</p> <p>2.13.2.2.4.1 設備概要</p> <p>2.13.2.2.5 使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>2.13.2.2.5.1 設備概要</p> <p>2.13.2.2.6 燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水</p> <p>2.13.2.2.6.1 設備概要</p> <p>2.13.2.2.7 原子炉格納容器及びアニュラス部への放水</p> <p>2.13.2.2.7.1 設備概要</p> <p>2.13.2.3 代替再循環運転</p> <p>2.13.2.3.1 B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転</p> <p>2.13.2.3.1.1 設備概要</p> <p>2.13.2.3.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) B-格納容器スプレイポンプ</p> <p>2.13.2.3.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.13.2.3.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.13.2.3.1.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.13.2.3.2 A-高圧注入ポンプ（海水冷却）及び可搬型大型送水ポンプ車による代替再循環運転</p> <p>2.13.2.3.2.1 設備概要</p> <p>2.13.2.3.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 高圧注入ポンプ</p> <p>(2) 可搬型大型送水ポンプ車</p> <p>(3) ほう酸注入タンク（流路）</p> <p>(4) 格納容器再循環サンプスクリーン</p> <p>2.13.2.3.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.13.2.3.2.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.13.2.3.2.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p>	<p>3.13.3 水源を利用する重大事故等対処設備について</p> <p>3.13.3.1 主要水源を利用する重大事故等対処設備</p> <p>3.13.3.2 代替淡水源を利用する重大事故等対処設備</p> <p>3.13.3.3 海を利用する重大事故等対処設備</p> <p>3.13.3.4 水の循環又は除熱を目的とする重大事故等対処設備</p>	

泊発電所3号炉 審査取りまとめ資料 比較対象プラントの選定について

本資料は、泊発電所3号炉（以降、「泊3号炉」という。）のプラント側審査において地震・津波側審査の進捗を待つ期間があったことを踏まえた、審査取りまとめ資料（以降、「まとめ資料」という。）の比較対象プラントの選定について整理を行うものである。

- 整理を行う経緯は、以下の通り
 - 泊3号炉のプラント側審査が地震・津波側審査の進捗待ちとなった期間において、他社プラントの新規制基準適合性審査が実施され、まとめ資料の充実が図られた。
 - 泊3号炉が、まとめ資料一式を提出した2017年3月時点での新規制基準適合性審査はPWRプラントが中心であったが、現在はBWRプラントが中心となっており、それぞれの炉型の審査結果が積み上がった状況にある。
 - 泊3号炉はPWRであり、PWR特有の設備等を有することから、まとめ資料に先行の審査内容を反映する際には、単純に直近の許可済みBWRプラントを反映するのではなく、適切な比較対象プラントを選定した上で反映する必要がある。

- 比較対象プラントを選定する考え方は、以下の通り。

【基準適合に係る設計を反映するために比較するプラント（基本となる比較対象プラント）選定の考え方】

各条文・審査項目の要求を満たすための設備構成・仕様、環境、運用を踏まえ、許可済みプラントの中から、新しい実績のプラントを選定する。具体的には以下の通り。

- ✓ 炉型に拠らず共通的な内容については、泊3号炉の地震・津波側審査が進捗した時点（2021年7月）で直近に許可済みであった女川2号炉を比較対象として先行審査知見の取り込みを行う。なお、同時期に審査が行われ、女川2号炉に次いで許可を受けた島根2号炉については、女川2号炉と島根2号炉の差異を確認し、島根2号炉との差異の中で泊3号炉の基準適合を示すために必要なものは反映する。
- ✓ 炉型固有の設備等を有する場合については、PWRプラントの新規制基準適合性審査の最終実績である大飯3/4号炉を選定する。
- ✓ 個別の設計事項に相似性がある場合（例えば3ループ特有の設計等）、大飯3/4号炉以外の適切なプラントを選定する。

【先行審査知見^{*1}を反映するために比較するプラント選定の考え方】

炉型に拠らないことから、まとめ資料を作成している時点で最新の許可済みプラントとする。具体的には以下の通り。

- ✓ 泊3号炉の地震・津波側審査が進捗した時点（2021年7月）で直近に許可済みであった女川2号炉を比較対象として先行審査知見の取り込みを行う。なお、同時期に

審査が行われ、女川 2 号炉に次いで許可を受けた島根 2 号炉については、女川 2 号炉と島根 2 号炉の差異を確認し、島根 2 号炉との差異の中で泊 3 号炉の基準適合を示すために必要なものは反映する。

※ 1 主な事項は、以下の通り

- ✓ これまでの審査の中で適正化された記載
- ✓ 基準適合性を示すための説明の範囲、深さ
- ✓ 設置（変更）許可申請書に記載する範囲、深さ

- 上述に基づく検討結果として、「基準適合に係る設計」と「先行審査知見」を反映するために選定した比較対象プラント一覧とその選定理由を別紙 1 に、条文・審査項目毎の詳細を別紙 2 に示す。

- 別紙 1：比較対象プラント一覧
- 別紙 2：比較対象プラント選定の詳細

以上

比較対象プラント一覧

凡例		
●大飯3/4号炉	●女川2号炉	●それ以外の場合

主な審査項目	ステータス	基準適合に係る設計を反映するための比較		先行審査知見を反映するための比較対象	比較表の様式
		比較対象	選定理由		
1.0 43条 共通 (1.0.2 (保管アクセス) 以外)	概ね説明済み	大飯3/4号炉	4.4条以降のSA設備の多くがPWRプラント設計を踏まえたものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	重大事故等への対応に用いる具体的な手順の類似	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.1 44条 ATWS	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.2 45条 高圧時冷却	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.3 46条 減圧	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.4 47条 低圧時冷却	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.5 48条 最終ヒートシンク	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.6 49条 CV冷却	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.7 50条 CV過圧破損防止	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪

プ
ラ
ン
ト
A

比較対象プラント一覧

凡例		
●大飯3/4号炉	●女川2号炉	●それ以外の場合

主な審査項目	ステータス	基準適合に係る設計を反映するための比較		先行審査知見を反映するための比較対象	比較表の様式		
		比較対象	選定理由				
設備・技術的能力 S A プ ラ ン ト	1.8 51条	CV下部注水	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.9 52条	CV水素対策	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.10 53条	RB水素対策	概ね説明済み	大飯3/4号炉 伊方3号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	53条 女川一泊一大飯-伊方
				大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.11 54条	SFP	概ね説明済み	大飯3/4号炉	SFP配置がBWRと異なるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3/4号炉	SFP配置の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.12 55条	放射性物質の拡散抑制	概ね説明済み	大飯3/4号炉	SFP配置の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3/4号炉	SFP配置の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.13 56条	水源	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
1.14 57条	電源	概ね説明済み	大飯3/4号炉	電源設備構成の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯	
			大飯3/4号炉	電源設備構成の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯	
1.15 58条	計装	概ね説明済み	大飯3/4号炉	監視パラメータの類似	女川2号炉	女川一泊一大飯	
			大飯3/4号炉 伊方3号炉	監視パラメータの類似	女川2号炉	女川一泊一大飯-伊方	

比較対象プラント一覧

凡例		
●大飯3/4号炉	●女川2号炉	●それ以外の場合

主な審査項目	ステータス	基準適合に係る設計を反映するための比較		先行審査知見を反映するための比較対象	比較表の様式
		比較対象	選定理由		
1.16 59条 原子炉制御室	概ね説明済み (原子炉制御室の居住性を確保するための対策はバックフィットのため新規説明)	女川2号炉 大飯3/4号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため女川2号炉をリファレンスとする 事故シナシエンス選定等PWR固有設計に係る事項については大飯3/4号炉をリファレンスとする	女川2号炉	女川-泊-大飯
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川-泊-大飯
1.17 60条 監視測定	概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-泊-大飯
		女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-泊-大飯
1.18 61条 緊急時対策所	概ね説明済み	大飯3/4号炉	可搬型設備の設計方針や格納容器ベント設備の有無などPWR固有の設計	女川2号炉	女川-泊-大飯
		大飯3/4号炉	可搬型設備の設計方針や格納容器ベント設備の有無などPWR固有の設計	女川2号炉	女川-泊-大飯

比較対象プラント選定の詳細 (SA 条文)

【56条：水源】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯 3 / 4 号炉
	具体的理由	当該条文における重大事故等への対応に用いる原子炉格納容器を水源とする代替再循環設備については、BWRには存在しない設備を用いるPWR固有のプラント設計に基づくものであり、サプレッションチェンバを水源として使用するBWRとは機能喪失を想定する設計基準事故対処設備及び重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯 3 / 4 号炉を選定する。
先行審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川 2 号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 基準適合の主旨に係る記載の確認：当該条文の女川まとめ資料の記載内容を確認し、基準への適合性説明として泊まとめ資料の記載に不足する箇所があれば女川の記載に相当する内容を追記する。 ② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。 [事例] 添付資料（全て）、補足説明資料（ポンプ車の構造など）
	(当該方法の選定理由)	① 女川まとめ資料との文言単位での比較ではなく、基準への適合性の観点で記載内容を確認することで、必要な記載内容の充足性を確認することが可能なため。 ② 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備及び重大事故等への対応設備・手段が大きく異なるため、資料の記載内容も異なるが、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。

※ 女川 2 号炉との資料構成の比較に加え、PWR の先行審査実績の取り込みの総括として、大飯 3 / 4 号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

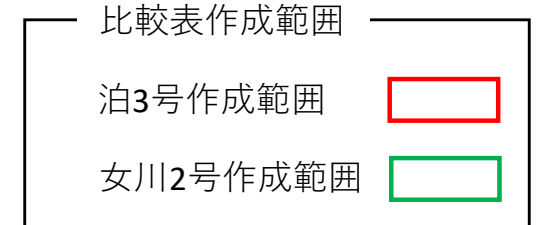
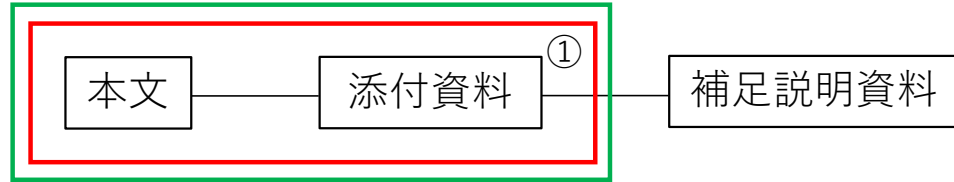
【凡例】 ○：記載あり
 ×：記載なし
 (○)：本条文の資料の他箇所に記載
 △：他条文の資料などに記載

56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備

プラント		泊3号炉 作成状況		まとめ資料の作成を不要とした理由	まとめ資料または比較表を新たに作成することとした理由 もしくは 記載の充実を図ることとした理由	比較表を作成していない理由
女川	泊	まとめ資料	比較表			
本文	本文	○	○		ただし比較対象は大飯3/4号炉	
添付資料						
3.13 重大事故の収束に必要な水の供給設備		×→○	×→○		女川まとめ資料を構成する資料の比較にて抽出したものであり、基準適合に関する説明の容易性の観点から資料を追加作成する（追而リストに記載済み） ただし、炉型の違いにより対応手段が大きく異なるため目次のみの比較とする。	
3.13.1 設置許可基準原56条への適合方針		×→○	×→○		女川まとめ資料を構成する資料の比較にて抽出したものであり、基準適合に関する説明の容易性の観点から資料を追加作成する（追而リストに記載済み） ただし、炉型の違いにより対応手段が大きく異なるため目次のみの比較とする。	
3.13.2 重大事故等対処設備		×→○	×→○		女川まとめ資料を構成する資料の比較にて抽出したものであり、基準適合に関する説明の容易性の観点から資料を追加作成する（追而リストに記載済み） ただし、炉型の違いにより対応手段が大きく異なるため目次のみの比較とする。	
補足説明資料	補足説明資料					
56-1 SA設備基準適合性一覧表	56-1 SA設備基準適合性一覧表					
56-2 配置図	56-2 配置図	△→○	×		他条文の読み込み→当該条文で書き下し（追而リストに記載済み）	
56-3 系統図	56-4 系統図	△→○	×		他条文の読み込み→当該条文で書き下し（追而リストに記載済み）	
56-4 試験及び検査	56-3 試験・検査説明資料	△→○	×		他条文の読み込み→当該条文で書き下し（追而リストに記載済み）	
56-5 容量設定根拠	56-5 容量設定根拠	△→○	×		他条文の読み込み→当該条文で書き下し（追而リストに記載済み）	
56-6 接続図	56-9 ホースルート図	△→○	×		技術的能力1.13に記載しているが、56条補足説明資料として今後作成する。	
56-7 保管場所図		(○)	×	可搬設備の保管場所も含めて56-2配置図に記載している。		
56-8 アクセスルート図		×	×	アクセスルートについては、技術的能力1.0の「添付資料1.0.2 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」に記載する。		
56-9 注水用ヘッドについて	56-6 ポンプ車の配備台数について	△→○	×		注水用ヘッドは使用しないが、泊における送水手段について記載した43条共-5として作成していた資料を56条にも添付する。	基準適合性を確認するために必要な評価方針及び評価内容は、本文に記載しており、比較表を作成し、差異について考察している。
56-10 大容量送水ポンプの構造について	56-8 可搬型大型送水ポンプ車の構造について	△→○	×		技術的能力1.13に操作方法として記載していたが、補足説明資料として今後作成する。	補足説明資料は、配置図・系統図等のプラント固有に関わる内容のため、比較表を作成していない。
56-11 海の利用について	56-7 可搬型重大事故等対処設備の接続口等について	△→○	×		接続口、ホースルート等について、補足説明資料47-10に記載しているため、補足説明資料47-10を56条にも添付する。	
56-12 その他設備		×	×	女川は、SA時に原則淡水貯水槽で対応するため、淡水の必要量等を記載している。PWRは淡水が枯渇した場合には海水を補給する水源設計としているため、当該資料は不要。自主対策設備の使用方法は、技術的能力1.13に記載している。		
	56-6 SAバランダリ系統図（参考）	○→×	×	新たに作成する添付資料及び系統図にて確認可能となることから削除する。		

泊3号炉 比較表の作成範囲

44条～58条、その他（1次冷却設備等）



※ () 書きは泊と女川で資料名が異なる場合の女川の資料名称
破線の四角は泊になく、女川にしかない資料

① 添付資料に関しては、泊では元々作成していなかったため新規にまとめ資料を作成するが、炉型の違いにより対応手段が大きく異なるため目次のみの比較とする。

資料構成	資料概要	比較表を作成していない理由
本文	設置変更許可申請書本文及び添付書類八に記載する内容を記載した資料	比較表を作成していない理由
添付資料	基準適合性を確認する上で必要となる個別設備の設計方針をまとめた資料	
補足説明資料	配置図、試験・検査、系統図等を説明した資料	基準適合性を確認するために必要な評価方針及び評価内容は、本文に記載しており、比較表を作成し、差異について考察している。補足説明資料は、配置図・系統図等のプラント固有に関わる内容のため、比較表を作成していない。